

- ① 策定済み
- ② 策定中
- ③ 未着手
- ④ 想定なし(土砂災害・高潮災害の場合)

北海道

設問番号	問1(水害)				問2(土砂災害)				問3(高潮災害)			
	①	②	③ 選択 理由	④	①	②	③ 選択 理由	④	①	②	③ 選択 理由	④
札幌市	○				○							○
函館市			○	定量的基準設定が困難である	○						○	定量的基準設定が困難である
小樽市	○				○				○			
旭川市			○	浸水想定区域公表以降に検討予定としているため			○	水害と併せて検討することとしているため				○
室蘭市		○				○				○		
釧路市	○				○				○			
帯広市			○	北海道管轄河川の指定水位見直し後に検討予定					○			○
北見市		○			○					○		
夕張市		○				○						○
岩見沢市			○	災害時要援護者対策と合わせて実施する予定			○	災害時要援護者対策と合わせて実施する予定				○
網走市			○	網走市地域防災計画見直し時に策定検討(H22年度以降)			○	網走市地域防災計画見直し時に策定検討(H22年度以降)			○	網走市地域防災計画見直し時に策定検討(H22年度以降)
留萌市			○	基準策定が困難であるため			○	基準策定が困難であるため			○	基準策定が困難であるため
苫小牧市			○	地域防災計画の見直しにあわせて検討していく			○	地域防災計画の見直しにあわせて検討していく			○	地域防災計画の見直しにあわせて検討していく
稚内市		○				○				○		
美唄市	○					○		警報発令時に対処				
芦別市		○				○						
江別市			○	その時点で起こっている様々な状況から、総合的に判断する必要があると考えているため					○			○
赤平市	○				○							○
紋別市		○				○				○		
士別市			○	今後予定している防災計画の修正及びハザードマップ作成と併せて実施			○	今後予定している防災計画の修正及びハザードマップ作成と併せて実施				○
名寄市	○						○	具体的な基準作りが困難なため				○
三笠市			○	災害時要援護者の避難支援プランを策定中であり整合性を図る必要があるため			○	災害時要援護者の避難支援プランを策定中であり整合性を図る必要があるため				○
根室市			○	今年度着手予定			○	今年度着手予定			○	今年度着手予定
千歳市		○				○						○
滝川市			○	地域防災計画の見直しにあわせて検討していく			○	地域防災計画の見直しにあわせて検討していく				○
砂川市	○					○						○
歌志内市			○	基準の数値化や固定化は住民の安易な判断や混乱を招くため			○	基準の数値化や固定化は住民の安易な判断や混乱を招くため				○
深川市		○					○	危険区域を定めているが危険性が低い				○
富良野市			○	洪水ハザードマップ作成後に予定			○	洪水ハザードマップ作成後に予定				○
登別市	○				○						○	護岸が整備されており、高潮災害の起こる危険性が低い
恵庭市			○	道や国等河川管理者のそれぞれの警戒レベルや指示などに従う考えである。					○			○
伊達市	○				○					○		
北広島市			○	地域防災計画の見直しの中で検討していきたい。			○	地域防災計画の見直しの中で検討していきたい。				○
石狩市	○					○				○		
北斗市		○				○				○		
当別町	○					○						○
新篠津村		○				○						○
松前町		○				○				○		
福島町			○	地域防災計画の見直しに合わせて作成予定			○	地域防災計画の見直しに合わせて作成予定			○	地域防災計画の見直しに合わせて作成予定
知内町			○	地域防災計画の見直しに併せて検討予定			○	地域防災計画の見直しに併せて検討予定			○	基準となるデータ等がないため
木古内町			○	被災想定地区のデータなど収集が終わっていない			○	被災想定地区のデータなど収集が終わっていない			○	被災想定地区のデータなど収集が終わっていない
七飯町		○				○						○
鹿部町	○					○				○		
森町		○				○				○		今後、関係機関と連携を図りながら策定に向け検討していく。
八雲町		○				○				○		
長万部町			○	被災想定地区のデータなど収集が終わっていない			○	被災想定地区のデータなど収集が終わっていない			○	被災想定地区のデータなど収集が終わっていない
江差町		○				○				○		
上ノ国町		○				○				○		
厚沢部町		○				○				○		○
乙部町	○					○				○		
奥尻町	○					○				○		
今金町	○					○				○		○
せたな町	○					○				○		
島牧村		○				○				○		
寿都町		○				○				○		
黒松内町	○					○				○		○
蘭越町		○				○				○		
ニセコ町		○				○				○		
真狩村		○				○				○		○
留寿都村	○					○				○		○
豊茂別町	○					○				○		○
京極町	○					○				○		○

- ① 策定済み
- ② 策定中
- ③ 未着手
- ④ 想定なし(土砂災害・高潮災害の場合)

北海道

設問番号	問1(水害)				問2(土砂災害)				問3(高潮災害)			
	①	②	③ 選択 理由	④	①	②	③ 選択 理由	④	①	②	③ 選択 理由	④
倶知安町		○				○						○
共和町		○				○				○		
岩内町		○				○				○		
泊村		○				○				○		○
神恵内村		○				○				○		
積丹町		○				○				○		
古平町		○				○				○		
仁木町		○				○				○		○
余市町	○				○					○		
赤井川村		○				○						○
南幌町	○							○				○
奈井江町	○						○	町地域防災計画見直しを 検討しており、見直し策定 に合わせて整合を図り当 該基準を策定予定(時期 は現時点で未定)				○
上砂川町	○					○						○
由仁町	○				○							○
長沼町		○				○						○
栗山町		○				○						○
月形町			○	防災計画に抽象的な基 準を定めており、具体 的な基準については今 後検討する。					○			○
浦臼町	○					○						○
新十津川町	○					○						○
妹背牛町			○	防災計画に抽象的な基準 を定めており、具体的 な基準については今後検 討。					○			○
秩父別町		○							○			○
雨竜町		○				○						○
北竜町	○					○						○
沼田町		○				○						○
幌加内町	○					○						○
鷹栖町			○	気象情報と現場での状況 により判断することとし ている			○	気象情報と現場での状況 により判断することとし ている				○
東神楽町		○				○						○
当麻町		○				○						○
比布町			○	これまで水害が少なく住 家の被害がなかったため					○			○
愛別町	○						○	現在は未着手であるが、 今年度中に、道及び気象 台の土砂災害警戒情報 を、避難勧告発令の客観 的基準として策定したい。				○
上川町	○					○						○
東川町	○				○							○
美瑛町		○				○						○
上富良野町	○					○						○
中富良野町		○				○						○
南富良野町		○				○						○
占冠村			○	策定着手にむけて資料等 を収集している			○	策定着手にむけて資料等 を収集している				○
和寒町		○					○	策定着手にむけて資料等 を収集している				○
剣淵町	○						○	土砂災害危険区域に人家 等がないため具体的な発 令基準は無し				○
下川町			○	水位基準の判断は可能だ が、次の段階に到達する までの予測が不確実であ るため具体的な数値など を予測するのが難しいた め			○	来年度以降、関係機関 (気象庁・道等)と検討し 発令基準の策定をしてい きたい。				○
美深町	○					○						○
音威子府村			○	災害が少ないため策定へ の認識が低かったが、現 在地域防災計画の見直し に着手したので、それを 踏まえながら策定の方向 で検討している。			○	災害が少ないため策定へ の認識が低かったが、現 在地域防災計画の見直し に着手したので、それを 踏まえながら策定の方向 で検討している。				○
中川町	○					○						○
増毛町		○				○				○		
小平町		○				○				○		
苫前町		○				○				○		
羽幌町			○	今後、津波・河川氾濫・土 砂災害等の総合的なハ ザードマップの作成と併せ て発令基準の策定を検討 したい。			○	今後、津波・河川氾濫・土 砂災害等の総合的なハ ザードマップの作成と併せ て発令基準の策定を検討 したい。		○	今後、津波・河川氾濫・土 砂災害等の総合的なハ ザードマップの作成と併せ て発令基準の策定を検討 したい。	
初山別村			○	担当職員が少なく、着手 できない			○	担当職員が少なく、着手 できない		○	担当職員が少なく、着手 できない	
遠別町		○							○			○
天塩町	○					○			○			
幌延町	○					○			○			
猿払村		○				○				○		
浜頓別町		○				○				○		
中頓別町		○				○				○		
										○		○

- ① 策定済み
- ② 策定中
- ③ 未着手
- ④ 想定なし(土砂災害・高潮災害の場合)

北海道

設問番号	問1(水害)				問2(土砂災害)				問3(高潮災害)				
	①	②	③ 選択 理由	④	①	②	③ 選択 理由	④	①	②	③ 選択 理由	④	
枝幸町		○				○					○		海岸線が約58kmと長く、また集落が点在しており、気候等が各地区でかなり異なることから、高潮警報発表後各地区の状況(波、地形及び護岸等施設など)を総合的に判断し避難勧告等を発令することとしているため。
豊富町		○				○					○		現在まで非常に災害が少なく、その必要性をあまり感じていなかったが、今後に向けて着手していきたい。
礼文町		○				○					○		
利尻町		○				○					○		基準となるデータ等がないが、今後策定に向け協議検討する。
利尻富士町		○				○					○		基準となるデータ等がないが、今後検討していく。
美幌町		○		具体的・客観的な基準を作成予定。		○		具体的・客観的な基準を策定予定。					○
津別町		○				○							○
斜里町	○				○					○			○
清里町		○		具体的な発令基準を検討中であり、平成22年度以降改正予定の防災計画に合わせて着手予定のため		○		具体的な発令基準を検討中であり、平成22年度以降改正予定の防災計画に合わせて着手予定のため。また、土砂災害危険箇所の改修により、危険性がなくなったため。					○
小清水町		○		・担当職員が少なく着手できない ・災害の発生が著しく低い ため		○		・担当職員が少なく着手できない ・災害の発生が著しく低い ため			○		・担当職員が少なく着手できない ・災害の発生が著しく低い ため
訓子府町	○					○							○
置戸町		○		地域防災計画の中で見直し予定		○		地域防災計画の中で見直し予定					○
佐呂間町	○				○					○			○
遠軽町	○				○								○
湧別町		○		合併後、間もないため		○		合併後、間もないため			○		合併後、間もないため
滝上町	○				○								○
興部町	○					○				○			○
西興部村		○				○							○
雄武町		○		地域防災計画の中で見直し予定		○		地域防災計画の中で見直し予定			○		高潮、波浪警報と過去の災害発生状況を考慮して判断している。
大空町		○		単に警報等の客観的基準とはせず、状況判断により実施するものとしているため		○		単に警報等の客観的基準とはせず、状況判断により実施するものとしているため					○
豊浦町		○		対策本部において、災害状況により判断している為		○		対策本部において、災害状況により判断している為			○		対策本部において、災害状況により判断している為
壮瞥町	○					○		地域防災計画改定と並行して着手予定					○
白老町		○				○							○
厚真町	○				○					○			○
洞爺湖町	○				○					○			○
安平町	○				○					○			○
むかわ町	○				○					○			○
日高町		○				○				○			○
平取町		○				○				○			○
新冠町	○				○					○			○
浦河町		○				○				○			○
様似町		○				○				○			○
えりも町	○				○					○			○
新ひだか町		○				○				○			○
音更町		○				○		災害発生が考えられる具体的な数値を把握できないため。なお、本町では今年度から2力年で北海道において土砂災害危険区域等の基礎調査を行っておりこの調査結果を踏まえて今後検討していきたい。					○
士幌町	○				○								○
上士幌町	○					○		地域防災計画の改正時に策定予定					○
鹿追町	○				○								○
新得町		○		地域防災計画の中で見直し予定		○		地域防災計画の中で見直し予定					○
清水町		○		地域防災計画の見直しに合わせて作成予定		○		地域防災計画の見直しに合わせて作成予定					○
芽室町		○				○							○
中札内村	○				○								○
更別町	○					○							○
大樹町		○				○					○		民家などへの影響がないなど被害想定が限られるため
広尾町		○		地域防災計画に掲載の基準(定性的)に基づき判断するため		○					○		地域防災計画に掲載の基準に基づき判断するため
幕別町	○				○								○
池田町		○				○							○
豊頃町		○				○							○
本別町	○					○		H22に着手、策定予定					○

- ① 策定済み
- ② 策定中
- ③ 未着手
- ④ 想定なし(土砂災害・高潮災害の場合)

北海道

設問番号	問1 (水害)				問2 (土砂災害)				問3 (高潮災害)					
	①	②	③		①	②	③		④	①	②	③		④
			選択	理由			選択	理由				選択	理由	
足寄町			○	現在の状況、今後予測される状況、その他様々な要因を考慮したうえで判断すべきものであり、具体的・客観的な基準を策定することが困難と判断しているから。			○	現在の状況、今後予測される状況、その他様々な要因を考慮したうえで判断すべきものであり、具体的・客観的な基準を策定することが困難と判断しているから。						○
陸別町			○	降雨雨量と河川水位の相関関係が明確で無い			○	降雨雨量と土砂崩落の相関関係が明確で無い						○
浦幌町		○			○						○			
釧路町	○				○					○				
厚岸町	○				○					○				
浜中町		○				○					○			
標茶町	○				○									○
弟子屈町	○				○									○
鶴居村	○				○									○
白糠町		○				○					○			
別海町			○	具体的・客観的な基準の策定方法がわからないため検討中			○	具体的・客観的な基準の策定方法がわからないため検討中				○	警報発令時に都度合わせて判断しているため	
中標津町	○				○									○
標津町	○				○					○				
羅臼町	○				○					○				
合計	65	71	43		50	70	46		13	20	34	25		100

- ① 策定済み
- ② 策定中
- ③ 未着手
- ④ 想定なし(土砂災害・高潮災害の場合)

青森県

設問番号 回答項目	問1 (水害)				問2 (土砂災害)				問3 (高潮災害)					
	①	②	③		①	②	③		④	①	②	③		④
			選択	理由			選択	理由				選択	理由	
青森市		○				○					○			
弘前市		○				○					○			
八戸市		○			○						○			
黒石市		○				○					○			○
五所川原市		○				○					○			
十和田市		○				○					○			○
三沢市		○				○					○			
むつ市		○				○					○			
つがる市		○				○					○			
平川市		○				○					○			○
平内町		○				○					○			
今別町		○				○					○			
蓬田村		○				○					○			
外ヶ浜町		○				○					○			
鯨ヶ沢町	○				○						○			
深浦町		○				○					○			
西目屋村		○				○					○			○
藤崎町		○				○			○		○			○
大鰐町		○				○					○			○
田舎館村		○				○					○			○
板柳町		○				○			○		○			○
鐘田町		○				○			○		○			○
中泊町		○				○					○			
野辺地町		○				○					○			
七戸町		○				○					○			○
六戸町		○				○					○			○
横浜町		○				○					○			
東北町		○				○					○			○
六ヶ所村		○				○					○			
おいらせ町		○				○					○			
大間町		○				○					○			
東通村		○				○					○			
鳳間浦村		○				○					○			
佐井村		○				○					○			
三戸町	○				○						○			○
五戸町		○				○					○			○
田子町		○				○					○			○
南部町		○				○					○			○
階上町		○				○					○			○
新郷村		○				○					○			○
合計	2	38	0		3	34	0		3	0	22	0		18

- ① 策定済み
- ② 策定中
- ③ 未着手
- ④ 想定なし(土砂災害・高潮災害の場合)

岩手県

設問番号	問1 (水害)				問2 (土砂災害)				問3 (高潮災害)			
	①	②	③		①	②	③		①	②	③	
			選択	理由			選択	理由			選択	理由
盛岡市			○	箇所別の検討は行っているが、市全域としては、客観的基準による判断が困難であるため、策定に至っていない。			○	策定に向けて関係課で協議しているが、まだ検討会等の設置には至っていない。				○
宮古市		○				○				○	現在、被害発生状況を勘案する等「状況判断」により運用しており、今後、具体的な基準策定を検討したい。	
大船渡市			○	自然現象であることから、想定外の事態も予想され、数値等で具体的に基準を明確化することが困難であり、総合的な判断を行うこととなるため。			○	自然現象であることから、想定外の事態も予想され、数値等で具体的に基準を明確化することが困難であり、総合的な判断を行うこととなるため。			○	自然現象であることから、想定外の事態も予想され、数値等で具体的に基準を明確化することが困難であり、総合的な判断を行うこととなるため。
花巻市		○				○						
北上市	○											
久慈市			○	具体的な策定方法がわからないため策定されていないが、今後策定に向けて検討していきたい。			○	具体的な策定方法がわからないため策定されていないが、今後策定に向けて検討していきたい。			○	具体的な策定方法がわからないため策定されていないが、今後策定に向けて検討していきたい。
遠野市	○				○							
一関市	○						○	土砂災害に係る避難勧告発令等の客観的な基準を設定していない。なお、避難勧告・指示を行う際には、客観的な基準(土砂災害警戒情報等)に加え一関の地域特性(地形(山地、平野部)、土壌、雨量)を考慮する必要がある。				○
陸前高田市			○	抽象的な基準で運用している。今後、客観的な基準を検討したい。			○	抽象的な基準で運用している。今後、客観的な基準を検討したい。			○	抽象的な基準で運用している。今後、客観的な基準を検討したい。
釜石市			○	甲子川について浸水想定区域の指定がされていないことから、指定を受け策定に着手するものとする。		○					○	①被害区域の想定が困難 ②具体的な判断基準の策定が困難 なお、津波については計画に記載している。
二戸市			○	現在、状況に応じ総合的な判断で運用している。自然現象のため、数値等で具体的に基準を定めることは困難と思われる。今後のあり方について検討中である。			○	現在、状況に応じ総合的な判断で運用している。自然現象のため、数値等で具体的に基準を定めることは困難と思われる。今後のあり方について検討中である。				○
八幡平市		○				○						
奥州市		○				○						
雫石町			○	判断基準の策定が難しい。			○	判断基準の策定が難しい。				
葛巻町		○				○						
岩手町			○	昭和33年以来、床上浸水等がなく、河川も整備され、増水等による基準の策定は難しい。状況に応じ判断し対応する。			○	これまでの災害の発生状況から基準を策定することは難しい。状況に応じ判断し対応する。				
滝沢村		○				○						
紫波町	○				○							
矢巾町		○				○						
西和賀町		○				○						
金ヶ崎町	○						○	必要と考え、現在策定に向け検討中。				
平泉町		○				○						
藤沢町			○	数値等の基準だけでなく、状況に応じ総合的に判断対応を行うため。			○	数値等の基準だけでなく、状況に応じ総合的に判断対応を行うため。				
住田町	○					○						
大槌町		○				○				○		
山田町			○	災害時に、現場の状況等を踏まえながら判断及び対応しているため、具体的な基準は設けていない。			○	災害時に、現場の状況等を踏まえながら判断及び対応しているため、具体的な基準は設けていない。			○	災害時に、現場の状況等を踏まえながら判断及び対応しているため、具体的な基準は設けていない。
岩泉町	○					○				○		
田野畑村			○	水害の危険性が想定されないため。		○						
菅代村	○					○				○		
川井村			○	具体的・客観的な基準の策定方法がわからない。			○	具体的・客観的な基準の策定方法がわからない。				
軽米町	○						○	今年度着手を目指す。				
野田村			○	雨量や河川の水位など状況により判断するため、マニュアル化が難しい。			○	具体的な基準の算定が困難なため、状況で判断している。			○	具体的な被害想定が困難であり、状況で判断している。
九戸村		○				○						
洋野町			○	今まで勧告等を発令するような災害がほとんどなかったことから、マニュアル等も作成してなかったが、今後作成して対応する予定。			○	今まで勧告等を発令するような災害がほとんどなかったことから、マニュアル等も作成してなかったが、今後作成して対応する予定。			○	今まで勧告等を発令するような災害がほとんどなかったことから、マニュアル等も作成してなかったが、今後作成して対応する予定。
一戸町			○	現状を正確に把握し、その事例毎に総合的な判断に基づいて避難勧告をすることとしている。具体的発令基準の設定については難しい面もあるが、今後検討しなければならない課題であると考えている。			○	現状を正確に把握し、その事例毎に総合的な判断に基づいて避難勧告をすることとしている。具体的発令基準の設定については難しい面もあるが、今後検討しなければならない課題であると考えている。				○
合計	9	11	15		7	12	16			3	8	24

- ① 策定済み
- ② 策定中
- ③ 未着手
- ④ 想定なし(土砂災害・高潮災害の場合)

宮城県

設問番号	問1 (水害)				問2 (土砂災害)				問3 (高潮災害)					
	①	②	③		①	②	③		④	①	②	③		④
			選択	理由			選択	理由				選択	理由	
仙台市	○					○				○				
石巻市	○				○					○				
塩竈市		○				○					○			
気仙沼市	○					○					○			
白石市		○				○								○
名取市	○				○					○				
角田市	○					○								○
多賀城市	○				○									○
岩沼市		○				○					○			
登米市		○				○								○
栗原市	○				○									○
東松島市	○				○						○			
大崎市	○				○									○
蔵王町		○				○								○
七ヶ宿町		○				○								○
大河原町		○				○								○
村田町	○					○								○
柴田町		○				○								○
川崎町		○				○								○
丸森町	○				○									○
亘理町		○				○					○			
山元町		○				○				○				
松島町		○				○					○			
七ヶ浜町	○				○					○				
利府町	○					○					○			
大和町	○					○								○
大郷町		○				○								○
富谷町	○				○									○
大色町	○				○									○
加美町	○				○									○
浦谷町	○				○									○
美里町	○				○									○
女川町		○				○					○			
南三陸町		○				○					○			
合計	19	16	0		13	22	0		0	5	9	0		21

- ① 策定済み
- ② 策定中
- ③ 未着手
- ④ 想定なし(土砂災害・高潮災害の場合)

秋田県

設問番号 回答項目	問1(水害)				問2(土砂災害)				問3(高潮災害)					
	①	②	③		①	②	③		④	①	②	③		④
			選択	理由			選択	理由				選択	理由	
秋田市	○				○									○
能代市	○				○						○			
横手市		○			○									○
大館市	○					○								○
男鹿市		○			○						○			
湯沢市		○				○								○
鹿角市	○				○									○
由利本荘市		○				○					○			
湯上市		○				○								○
大仙市	○				○									○
北秋田市	○				○									○
にかほ市		○				○					○			
仙北市	○				○									○
小坂町		○				○								○
上小阿仁村		○				○								○
藤里町		○				○								○
三種町		○				○					○			
八峰町		○			○						○			
五城目町		○				○								○
八郎潟町		○				○								○
井川町		○				○								○
大湯村		○				○				○				○
美郷町		○			○									○
羽後町		○				○								○
東成瀬村	○				○									○
合計	8	17	0		11	13	0		1	0	6	0		19

- ① 策定済み
- ② 策定中
- ③ 未着手
- ④ 想定なし(土砂災害・高潮災害の場合)

山形県

設問番号	問1 (水害)				問2 (土砂災害)				問3 (高潮災害)					
	①	②	③		①	②	③		④	①	②	③		④
			選択	理由			選択	理由				選択	理由	
山形市	○				○									○
米沢市		○				○								○
鶴岡市	○				○									○
酒田市	○				○					○	○			○
新庄市		○				○								○
寒河江市	○				○									○
上山市	○				○									○
村山市	○				○									○
長井市		○				○								○
天童市			○	基準策定を行っていないが、これまでは水防警報等の情報に基づき、上流部の雨量や現地調査の上、避難活動に対応している。			○	基本的に土砂災害警戒情報を尊重し、現地確認の上対応している。過去の事例を参考にすると、3時間で150mmの降雨(雷雨:土砂災害警戒情報なし)のときも特に被害がなかったため、どの基準で避難させるべきか判断が難しい。						○
東根市	○				○									○
尾花沢市		○				○								○
南陽市		○				○								○
山辺町			○	非常備消防の町で担当職員が多く、事業部門を掌握しなければならず、また業務も山積しており、未着手の状況である。来年度の地域防災計画の見直しに合わせて策定したい。			○	非常備消防の町で担当職員が多く、事業部門を掌握しなければならず、また業務も山積しており、未着手の状況である。来年度の地域防災計画の見直しに合わせて策定したい。						○
中山町		○				○								○
河北町	○					○								○
西川町	○					○								○
朝日町		○				○								○
大江町		○				○								○
大石田町	○				○									○
金山町	○				○									○
最上町		○				○								○
舟形町		○				○								○
真室川町		○				○								○
大蔵村		○				○								○
鮭川村			○	人員不足により未着手。平成22年度に検討会を設置し平成23年度に策定予定			○	人員不足により未着手。平成22年度に検討会を設置し平成23年度に策定予定						○
戸沢村			○	消防防災実務担当は実質1名しかおらず他の業務量が多すぎて、なかなか着手できない。			○	消防防災実務担当は実質1名しかおらず他の業務量が多すぎて、なかなか着手できない。						○
高畠町	○				○									○
川西町		○					○	現在、県による土砂災害警戒区域の指定作業中のため、指定を待って策定作業に入る。						○
小国町			○	今年度ハザードマップ作成。その中で浸水想定水位等を県と協議する予定。			○	災害想定区域が広範囲であり、情報収集まで至っていない。来年度には着手予定。						○
白鷹町	○				○									○
飯豊町		○				○								○
三川町	○								○					○
庄内町		○				○								○
遊佐町		○				○						○	想定区域内に人家がなく、過去に高潮災害が起っていないため。	○
合計	14	16	5		12	16	6		1	1	1	1		32

- ① 策定済み
- ② 策定中
- ③ 未着手
- ④ 想定なし(土砂災害・高潮災害の場合)

福島県

設問番号 回答項目	問1(水害)				問2(土砂災害)				問3(高潮災害)					
	①	②	③		①	②	③		④	①	②	③		④
			選択	理由			選択	理由				選択	理由	
石川町	○					○								○
玉川村		○				○								○
平田村	○				○									○
浅川町	○						○	要援護者避難支援対策等優先順位を付けて取り組んだ結果、取り組みが遅れたため。						○
古殿町	○						○	今までは土砂災害警戒情報等を参考にして対応していたが、今後地域防災計画にその旨を速やかに記載するよう検討中。						○
三春町	○				○									○
小野町	○				○									○
広野町	○				○					○				
楢葉町		○				○					○			
富岡町		○				○					○			
川内村	○				○									○
大熊町	○				○					○				
双葉町	○				○	○					○			
浪江町	○				○					○				
葛尾村	○				○									○
新地町		○				○					○			
飯館村	○						○	村内での土石流等の土砂災害被災がほとんどなく、村内での降雨量等による土砂災害のデータもないため一律の基準を作成することが困難						○
合計	41	10	8		23	19	15		2	3	4	3		49

- ① 策定済み
- ② 策定中
- ③ 未着手
- ④ 想定なし(土砂災害・高潮災害の場合)

茨城県

設 問 番 号	問1 (水害)				問2 (土砂災害)				問3 (高潮災害)					
	①	②	③		①	②	③		④	①	②	③		④
			選択	理由			選択	理由				選択	理由	
水戸市	○				○									○
日立市	○				○					○				
土浦市	○				○									○
古河市		○				○								○
石岡市		○				○								○
結城市		○				○								○
龍ヶ崎市	○					○								○
下妻市	○					○								○
常陸総市	○				○									○
常陸太田市	○				○									○
高萩市		○				○					○			
北茨城市	○				○					○				
笠間市		○			○									○
取手市	○				○									○
牛久市		○				○								○
つくば市	○				○									○
ひたちなか市	○				○					○				
鹿嶋市		○				○								○
潮来市	○				○									○
守谷市		○					○	現実には被災した事例がなく、具体的な数値を用いた基準を策定できないため、総合的に判断する。						○
常陸大宮市	○				○									○
那珂市	○				○									○
筑西市	○				○									○
坂東市	○				○									○
稲敷市		○				○								○
かすみがうら市	○				○									○
桜川市	○				○									○
神栖市	○				○					○				
行方市		○				○								○
鉾田市		○				○					○			
つくばみらい市	○				○									○
小美玉市	○				○									○
茨城町		○				○								○
大洗町		○				○								○
城里町	○				○									○
東海村	○				○					○				○
大子町	○				○									○
美浦村		○				○								○
美見町		○				○								○
河内町	○									○				○
八千代町	○									○				○
五霞町		○								○				○
境町		○								○				○
利根町		○								○				○
合計	26	18	0		23	16	1		4	5	4	0		35

- ① 策定済み
- ② 策定中
- ③ 未着手
- ④ 想定なし(土砂災害・高潮災害の場合)

栃木県

設問番号 回答項目	問1(水害)				問2(土砂災害)				問3(高潮災害)					
	①	②	③		①	②	③		④	①	②	③		④
			選択	理由			選択	理由				選択	理由	
宇都宮市		○				○								○
足利市			○	災害時は地域防災計画を 準用する			○	災害時は地域防災計画を 準用する						○
栃木市	○				○									○
佐野市		○				○								○
鹿沼市	○				○									○
日光市			○	浸水想定区域がないため	○									○
小山市		○				○								○
真岡市		○				○								○
大田原市			○	地域防災計画の改正に併 せて、策定予定、現在検 討中			○	地域防災計画の改正に併 せて、策定予定、現在検 討中						○
矢板市		○				○								○
那須塩原市		○				○								○
はくらは市		○				○								○
那須烏山市	○					○								○
下野市		○							○					○
上三川町	○								○					○
西方町		○				○								○
益子町		○				○								○
茂木町		○				○								○
市貝町			○	警報等に加え現状に合わ せて判断しているため			○	警報等に加え現状に合わ せて判断しているため						○
芳賀町		○				○								○
壬生町	○								○					○
野木町		○				○								○
大平町	○					○								○
藤岡町	○								○					○
岩舟町		○				○								○
都賀町			○	市町合併後に策定予定			○	市町合併後に策定予定						○
塩谷町		○				○								○
高根沢町		○				○								○
那須町		○				○								○
那珂川町	○				○									○
合計	8	17	5		4	18	4		4	0	0	0		30

- ① 策定済み
- ② 策定中
- ③ 未着手
- ④ 想定なし(土砂災害・高潮災害の場合)

群馬県

設問番号 回答項目	問1 (水害)				問2 (土砂災害)				問3 (高潮災害)					
	①	②	③		①	②	③		④	①	②	③		④
			選択	理由			選択	理由				選択	理由	
前橋市		○				○								○
高崎市	○				○									○
桐生市	○				○									○
伊勢崎市		○							○					○
太田市		○				○								○
沼田市	○				○									○
館林市		○							○					○
法川市		○				○								○
藤岡市	○				○									○
富岡市		○				○								○
安中市		○				○								○
みどり市		○				○								○
榛東村		○				○								○
吉岡町		○				○								○
上野村		○				○								○
神流町		○				○								○
下仁田町		○				○								○
南牧村		○				○								○
甘楽町		○				○								○
中之条町	○				○									○
長野原町	○				○									○
嬭恋村		○				○								○
草津町		○				○								○
六合村	○				○									○
高山村		○				○								○
東吾妻町		○				○								○
片品村		○				○								○
川場村		○				○								○
昭和村		○				○								○
みなかみ町		○				○								○
玉村町		○				○			○					○
板倉町		○				○								○
明和町		○				○			○					○
千代田町		○				○			○					○
大泉町	○					○			○					○
真楽町		○				○			○					○
合計	8	28	0		8	21	0		7	0	0	0		36

- ① 策定済み
- ② 策定中
- ③ 未着手
- ④ 想定なし(土砂災害・高潮災害の場合)

埼玉県

設問番号 回答項目	問1 (水害)				問2 (土砂災害)				問3 (高潮災害)					
	①	②	③		①	②	③		④	①	②	③		④
			選択	理由			選択	理由				選択	理由	
上里町	○								○					○
寄居町	○				○									○
騎西町	○								○					○
北川辺町	○								○					○
大利根町	○								○					○
富代町	○								○					○
白岡町		○				○								○
菖蒲町	○								○					○
栗橋町	○								○					○
簗宮町		○							○					○
杉戸町	○								○					○
松伏町	○				○									○
合計	46	16	8		16	13	10		31	0	0	0		70

- ① 策定済み
- ② 策定中
- ③ 未着手
- ④ 想定なし(土砂災害・高潮災害の場合)

千葉県

設問番号 回答項目	問1(水害)				問2(土砂災害)				問3(高潮災害)					
	①	②	③		①	②	③		④	①	②	③		④
			選択	理由			選択	理由				選択	理由	
千葉市	○				○					○				
銚子市	○					○					○			
市川市	○					○					○			
船橋市		○					○	危険区域の指定箇所がないため、気象情報・現地状況等を踏まえ判断しているが、今後、危険区域・警戒区域等の指定により避難基準も検討する予定である。				○	地域防災計画上、海岸に面している場所については、過去の台風の影響による異常潮位を超える防潮堤工事をしており、高潮による被害は少ないと考えられている。しかしながら、防潮堤を超えるような被害も無いとは言えないため、具体的な避難基準等を今後検討する。	
館山市	○					○					○			
木更津市	○					○					○			
松戸市		○					○							○
野田市	○						○	土砂災害区域等が指定されていないため						○
茂原市	○						○							○
成田市		○					○							○
佐倉市	○						○							○
東金市	○						○							○
旭市		○					○				○			○
習志野市	○						○							○
柏市		○					○							○
勝浦市		○					○				○			○
市原市	○					○					○			○
流山市		○					○	本市には、土砂災害防止法に関わる土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域に指定される地区は存在しないため。しかし、小規模な急傾斜地崩壊危険箇所は1箇所指定されており、実態に応じた避難勧告等の発令基準の策定は検討している。						○
八千代市		○					○	土砂災害警戒区域を指定した後、策定予定。						○
我孫子市		○					○							○
鴨川市	○					○					○			○
鎌ヶ谷市			○	市内で警戒水位が定められている河川がないため未着手			○	土砂災害危険区域が指定されていないため、指定後に検討する。						○
君津市		○					○				○			○
富津市	○						○				○			○
浦安市	○						○				○			○
四街道市	○						○							○
袖ヶ浦市	○						○					○	海岸の大部分は、工業用地としての埋立により住家への危険は少ない。	○
八街市			○	本市における水害は道路冠水や床下浸水がほとんどであり、降雨が納まった後は1時間程度で水が引くため、具体的な数値を決めるとかえって混乱を招く可能性があることが考えられるため。			○	数値を決めてしまうことで、かえって混乱を招く可能性が考えられるため。						○
印西市	○						○							○
白井市			○	地域防災計画において、総合的に判断することし、現状対応できている。			○	地域防災計画において、総合的に判断することし、現状対応できている。						○
富里市		○					○							○
南房総市			○	浸水想定区域内に災害弱者その他の防災上の配慮を要する者が利用する施設がないため未着手だが、今後、策定する方向で検討する。			○				○	過去に大きな災害も発生していないため未着手だが、今後、策定する方向で検討する。	○	
匝瑳市		○					○							○
香取市		○					○							○
山武市			○				○					○	避難勧告の発令の具体的な判断基準(過去の災害データ等)が無いため	○
いすみ市	○						○				○			○
酒々井町			○				○	現在土砂法に基づく、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定に向けた手続き等を進めており、指定に合わせて検討したい。						○
印旛村		○					○							○
本埜村		○					○							○
栄町	○						○							○
神崎町		○					○							○
多古町		○					○							○
栗庄町		○					○							○
大網白里町		○					○				○			○

- ① 策定済み
- ② 策定中
- ③ 未着手
- ④ 想定なし(土砂災害・高潮災害の場合)

千葉県

設問番号	問1(水害)				問2(土砂災害)				問3(高潮災害)				
	①	②	③		①	②	③		①	②	③		④
			選択	理由			選択	理由			選択	理由	
九十九里町			○	内水のうち、現在、当町においてその地形から大雨における降水での避難が必要と思われる災害は想定できず、河川決壊における危険水等は県で示している数値を準用して判断しているため、運用上支障をきたしていない。現在、地域防災計画見直しの際に明示する予定としている。							○	当町は海岸線に面しているが、海岸線一帯の海岸整備の完了後、高潮による被害の発生はなく、被害想定が難しい。今後は、地域防災計画見直しの際に検討していく予定	
横芝光町			○	避難判断とすべき基準や情報を活用するために、被害想定との照合作業を行う準備段階であるため			○	避難判断とすべき基準や情報を活用するために、被害想定との照合作業を行う準備段階であるため			○	避難判断とすべき基準や情報を活用するために、被害想定との照合作業を行う準備段階であるため	
芝山町		○			○								○
一宮町			○	具体的な数値を定める判断基準が難しく容易に策定できない。現在は町長の判断により勧告及び指示をする事となっている			○	年内中に土砂災害警戒区域内の住民に対し説明会を行い、その後着手するため			○	具体的な数値を定める判断基準が難しく容易に策定できない。現在は町長の判断により勧告及び指示をする事となっている	
陸沢町		○				○							○
長生村		○							○		○		
白子町	○								○	○			
長柄町	○				○								○
長南町		○				○							○
大多喜町		○				○							○
御宿町			○	町内に警戒水位を決められている河川がないため。			○	土砂災害警戒情報が基準の一つとはなるがその他具体的な基準の設定が難しい			○	避難勧告の発令の具体的な判断基準(過去の災害データ等)が無いため	
鋸南町		○				○					○		
合計	19	29	8		19	22	11		4	9	9	8	30

- ① 策定済み
- ② 策定中
- ③ 未着手
- ④ 想定なし(土砂災害・高潮災害の場合)

東京都

設問番号	問1(水害)				問2(土砂災害)				問3(高潮災害)			
	①	②	③ 選択 理由	④	①	②	③ 選択 理由	④	①	②	③ 選択 理由	④
千代田区	○							○				○
中央区			○	今後、具体的な発令基準を検討予定。							○	本区にかかる河川施設及び海岸施設は、伊勢湾台風級の高潮にも耐えうるよう整備されており、高潮災害の危険性が必ずしも高くないため。
港区			○	今後策定予定(時期未定)		○					○	今後策定予定(時期未定)
新宿区	○							○				○
文京区			○	内水による被害予想は難しく、豪雨時に避難することの安全確保も困難であるため、具体的基準は設けていない。		○						○
台東区		○				○						○
墨田区	○							○	○			
江東区	○							○	○			
品川区		○				○					○	水害時の対応と同様に考えているため、個別には設定していない。
目黒区	○				○							○
大田区	○					○					○	浸水予想、未着手
世田谷区		○					○	土砂災害警戒情報が5キロメッシュで提供されるなど、きめ細かな情報提供がなされていないなか、対応に苦慮しているところであるが、今後早期に、具体的な避難勧告等発表基準の策定に向けた検討に着手したいと考えている。				○
渋谷区		○				○						○
中野区	○				○							○
杉並区	○				○							○
豊島区		○				○						○
北区	○					○	○	今後の課題と考えている。				○
荒川区	○				○				○			○
板橋区	○				○							○
練馬区	○				○							○
足立区		○							○			○
葛飾区	○								○		○	状況に応じて判断する必要があるため
江戸川区	○								○	○		
八王子市	○				○							○
立川市		○				○						○
武蔵野市			○	氾濫する河川がなく、下水処理能力を超えるような集中豪雨となった場合のいわゆる「内水氾濫」によるものがあるが、そのときの状況によるため、現時点では勧告等の明確・具体的な基準がないため。							○	○
三鷹市		○				○						○
青梅市		○		人手不足による。		○		人手不足による。				○
府中市		○					○	・水害を優先 ・各土砂災害危険箇所ごとの対象避難場所が定まっていないなど、前提条件が未整備のため ・合理的な基準の策定が困難なため、検討中				○
昭島市	○				○							○
調布市		○				○						○
町田市		○				○						○
小金井市			○	避難を要するような水害が想定されている地域が少ないため			○	避難を要するような土砂災害が想定されている地域が少ないため				○
小平市			○	市内に河川がないこともあり、具体的な数値により基準を設けることが困難。				○				○
日野市		○				○						○
東村山市		○				○						○
国分寺市			○	判断基準の根拠等が未整理のため。			○	判断基準の根拠が未整理のため。				○
国立市	○						○	数値だけではなく、総合的な判断を行うため定めていない。				○
福生市	○				○							○
狛江市		○							○			○
東大和市			○	気象情報や警戒情報などを基に災害対策または水防本部で検討し、避難勧告を発令することとしている			○	気象情報や警戒情報などを基に災害対策または水防本部で検討し、避難勧告を発令することとしている				○
清瀬市			○	今後検討			○	今後検討				○
東久留米市	○				○							○
武蔵村山市			○	具体的・客観的な基準の策定方法がわからないため			○	具体的・客観的な基準の策定方法がわからないため				○
多摩市			○	今後検討予定			○	今後検討予定				○
稲城市			○	現在は具体的な基準が明記されていない。次期地域防災計画までに策定。			○	都から土砂災害防止法による土砂災害特別警戒区域指定後に防災計画に反映				○
羽村市	○				○							○

- ① 策定済み
- ② 策定中
- ③ 未着手
- ④ 想定なし(土砂災害・高潮災害の場合)

東京都

設問番号	問1(水害)				問2(土砂災害)				問3(高潮災害)					
	①	②	③		①	②	③		④	①	②	③		④
			選択	理由			選択	理由				選択	理由	
あきる野市	○					○								○
西東京市		○				○								○
瑞穂町			○	人員、時間、予算の不足			○	人員、時間、予算の不足						○
日の出町			○	検討会を設置予定			○	検討会を設置予定						○
檜原村			○	地形等により水害が発生する可能性がほとんど無いため。			○	具体的な判断基準の策定が困難なため						○
奥多摩町	○				○									○
大島町			○	離島という地理的条件から床上・下浸水等の恐れがなく、洪水被害も想定されないため	○					○				
利島村		○				○				○				
新島村			○	今後検討予定			○	今後検討予定						○
神津島村	○				○							○	人的、財政的な事情により、想定するのに必要な調査を行っていない	
三宅村		○				○								○
御蔵島村		○				○								○
八丈町			○	水害による被害は想定していないため		○					○			
青ヶ島村			○	発生したことがない					○			○	未着手だが、防災無線にて通報している	
小笠原村			○	災害を特定せずに、一般的基準で対応可能であるため			○	災害を特定せずに、一般的基準で対応可能であるため				○	災害を特定せずに、一般的基準で対応可能であるため	
合計	23	18	21		15	18	17		12	5	2	8		47

- ① 策定済み
- ② 策定中
- ③ 未着手
- ④ 想定なし(土砂災害・高潮災害の場合)

神奈川県

設問番号	問1 (水害)				問2 (土砂災害)				問3 (高潮災害)					
	①	②	③		①	②	③		④	①	②	③		④
			選択	理由			選択	理由				選択	理由	
横浜市	○				○					○				
川崎市	○				○							○	高潮に対しては、内陸続きの海岸線に築造した防潮堤で防護することとしているため	
横須賀市	○				○					○				
平塚市	○						○	根拠性のある明確な災害想定がないため。				○	根拠性のある明確な災害想定がないため。	
鎌倉市	○					○						○	現状の判断基準(警報発令され、本部長が必要と判断した場合)を運用	
藤沢市		○					○	時間と人員の不足のため。				○		
小田原市	○					○		備考:土砂災害警戒区域の指定待ち				○		
茅ヶ崎市	○					○						○		
逗子市		○				○								○
相模原市		○		備考:はん濫注意情報等の客観的事実を判断基準とするが、実際の発令は本部長の判断により行う。		○		備考:土砂災害警戒情報等の客観的事実を判断基準とするが、実際の発令は本部長の判断により行う。						○
三浦市		○			○					○				
秦野市		○				○								○
厚木市	○				○									○
大和市		○		備考:現状は、河川の状況や雨量の推移等を総合的に見て判断するため、具体的な発令基準は設けておらず、状況に応じて発令している。		○								○
伊勢原市		○				○								○
海老名市	○				○									○
座間市		○				○								○
南足柄市		○				○								○
綾瀬市			○	具体的な基準の設定が困難なため。			○	具体的な基準の設定が困難なため。						○
葉山町		○				○						○		
寒川町	○			備考:基準はあるが、発令に関しては総合的に判断する。					○					○
大磯町		○				○						○		
二宮町			○	現場確認とその結果で対応			○	現場確認とその結果で対応				○	状況確認とその結果で対応	
中井町			○	地域防災計画見直しの際に着手予定			○	地域防災計画見直しの際に着手予定						○
大井町		○				○								○
松田町	○					○								○
山北町	○					○								○
開成町		○							○					○
箱根町	○					○								○
真鶴町		○				○						○		
湯河原町			○	河川に対する浸水想定図は本年7月に公表されたばかりであり、また、地域防災計画を改訂する必要があるため。			○	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を本町は受けておりませんので、特に危険である箇所を特定できていないため。				○	高潮に対する浸水想定図が公表されていないため。	
愛川町	○				○									○
清川村		○				○								○
合計	14	15	4		10	15	6		2	3	6	5		19

- ① 策定済み
- ② 策定中
- ③ 未着手
- ④ 想定なし(土砂災害・高潮災害の場合)

新潟県

設問番号	問1 (水害)				問2 (土砂災害)				問3 (高潮災害)					
	①	②	③		①	②	③		④	①	②	③		④
			選択	理由			選択	理由				選択	理由	
新潟市	○				○							○	高潮危険区域を把握していないため。	
長岡市	○				○							○	これまでに高潮災害がなく、危険箇所、被害想定がわからないから。	
三条市	○				○									○
柏崎市	○				○							○	過去に大きな高潮が発生したことがなく、具体的な想定が難しいため。	
新発田市	○				○							○	当市で過去に高潮による災害等発生した事例がなく、設定ができないため。	
小千谷市			○	信濃川については河川管理者により基準となる水位が定められているので、その水位に従っている。しかしながら、県管理の河川については管理者からの基準となる水位が定められていないので、発令基準を定めることができない。			○							○
加茂市		○				○								○
十日町市		○				○								○
見附市	○				○									○
村上市	○				○						○			○
燕市	○				○									○
糸魚川市	○				○							○	過去に高潮災害の発生事例がなく、具体的な想定が難しいため。	
妙高市	○				○									○
五泉市		○				○								○
上越市	○				○							○	気象予測や巡視等を踏まえ総合的に判断することとしている。	
阿賀野市	○				○									○
佐渡市			○	本年11月に完成するハザードマップの情報を活用して策定するため。			○	本年11月に完成するハザードマップの情報を活用して策定するため。				○	具体的な基準の定め方がわからない。	
魚沼市	○				○									○
南魚沼市	○				○									○
胎内市	○				○						○			○
聖籠町		○								○		○	過去に高潮被害の実績がない。	
弥彦村	○				○									○
田上町	○				○									○
阿賀町	○				○									○
出雲崎町	○				○						○			○
川口町			○	地域防災計画を修正中であり、その計画のなかで策定する予定のため。			○	地域防災計画を修正中であり、その計画のなかで策定する予定のため。						○
湯沢町		○				○								○
津南町	○				○									○
刈羽村		○				○								○
関川村	○				○									○
粟島浦村			○	現行の防災計画は、当村が過去に「新潟地震」の震源地に最も近く、被害を受けたことから地震に対する内容が主体となっている。その内容に見直しをかけており、発令基準の策定については後回しとなっているため。			○	現行の防災計画は、当村が過去に「新潟地震」の震源地に最も近く、被害を受けたことから地震に対する内容が主体となっている。その内容に見直しをかけており、発令基準の策定については後回しとなっているため。				○	現行の防災計画は、当村が過去に「新潟地震」の震源地に最も近く、被害を受けたことから地震に対する内容が主体となっている。その内容に見直しをかけており、発令基準の策定については後回しとなっているため。	
合計	21	6	4		20	7	3		1	0	3	9		19

- ① 策定済み
- ② 策定中
- ③ 未着手
- ④ 想定なし(土砂災害・高潮災害の場合)

富山県

設問番号 回答項目	問1 (水害)				問2 (土砂災害)				問3 (高潮災害)					
	①	②	③		①	②	③		④	①	②	③		④
			選択	理由			選択	理由				選択	理由	
富山市	○				○					○				
高岡市	○				○					○				
魚津市	○				○					○				
氷見市	○					○						○	高潮災害が今まで発生していない。また、高潮災害の避難場所を指定していない。	
滑川市	○				○					○				
黒部市		○				○					○			
砺波市	○				○									○
小矢部市		○				○								○
南砺市	○				○									○
射水市	○					○					○			○
舟橋村	○								○					○
上市町		○				○								○
立山町		○				○								○
入善町		○				○					○			○
朝日町		○				○					○			○
合計	8	7	0		6	8	0		1	3	5	1		6

- ① 策定済み
- ② 策定中
- ③ 未着手
- ④ 想定なし(土砂災害・高潮災害の場合)

石川県

設問番号 回答項目	問1(水害)				問2(土砂災害)				問3(高潮災害)					
	①	②	③		①	②	③		④	①	②	③		④
			選択	理由			選択	理由				選択	理由	
金沢市	○				○									○
七尾市		○				○					○			
小松市	○				○									○
輪島市		○				○					○			
珠洲市		○			○						○			
加賀市		○				○					○			
羽咋市		○				○					○			
かほく市		○				○					○			
白山市		○				○					○			
能美市		○				○					○			
川北町		○							○					○
野々市町		○							○					○
津幡町	○				○									○
内灘町		○				○					○			
志賀町	○				○						○			
宝達志水町	○				○						○			
中能登町	○				○									○
穴水町	○					○					○			
能登町		○				○					○			
合計	7	12	0		7	10	0		2	0	13	0		6

- ① 策定済み
- ② 策定中
- ③ 未着手
- ④ 想定なし(土砂災害・高潮災害の場合)

福井県

設問番号 回答項目	問1 (水害)				問2 (土砂災害)				問3 (高潮災害)					
	①	②	③		①	②	③		④	①	②	③		④
			選択	理由			選択	理由				選択	理由	
福井市	○				○						○			
敦賀市	○				○					○				
小浜市		○				○					○			
大野市	○				○									○
勝山市	○					○								○
鯖江市	○				○									○
あわら市	○				○					○				
越前市	○				○									○
坂井市		○				○					○			
永平寺町	○				○									○
池田町	○				○									○
南越前町	○				○						○			
越前町	○					○					○			
美浜町	○					○					○			
高浜町	○					○					○			
おおい町	○				○						○			
若狭町	○				○						○			
合計	15	2	0		10	7	0		0	3	8	0		6

- ① 策定済み
- ② 策定中
- ③ 未着手
- ④ 想定なし(土砂災害・高潮災害の場合)

山梨県

設問番号	問1(水害)				問2(土砂災害)				問3(高潮災害)					
	①	②	③		①	②	③		④	①	②	③		④
			選択	理由			選択	理由				選択	理由	
甲府市		○			○									○
富士吉田市		○				○								○
都留市	○				○									○
山梨市			○	状況を総合的に判断し、発令することとしている為			○	状況を総合的に判断し、発令することとしている為						○
大月市			○	具体的に策定したいが、基準の設定が困難。(抽象的な基準は地域防災計画に定めあり)			○	具体的に策定したいが、基準の設定が困難。(抽象的な基準は地域防災計画に定めあり)						○
韭崎市			○	具体的な基準の策定方法がわからない。			○	具体的な基準の策定方法がわからない。						○
南アルプス市			○	具体的な策定方法がわからない。			○	具体的な策定方法がわからない。						○
北杜市		○				○								○
甲斐市	○				○									○
笛吹市	○				○									○
上野原市			○	具体的な策定方法がわからない。			○	具体的な策定方法がわからない。						○
甲州市	○				○									○
中央市		○				○								○
市川三郷町		○				○								○
増穂町		○				○								○
諏訪町		○				○								○
早川町	○				○									○
身延町		○		発令基準に「河川が避難判断水位を突破し、洪水のおそれがあるとき」として地域防災計画を修正予定。今後、水位・雨量等の数値について検討予定。			○	発令基準に「土砂災害警戒情報が発表されたとき」として地域防災計画を修正予定。						○
南部町		○				○								○
昭和町	○								○					○
道志村	○				○									○
西桂町		○				○								○
忍野村	○				○									○
山中湖村			○	策定にあたっては専門的な知識と時間的余裕が必要のため。			○	策定にあたっては専門的な知識と時間的余裕が必要のため。						○
鳴沢村		○				○								○
富士河口湖町		○				○								○
小菅村			○	策定に向けて準備をしているが、検討会の設置等、具体的な着手まで至らない。			○	策定に向けて準備をしているが、検討会の設置等、具体的な着手まで至らない。						○
丹波山村	○				○									○
合計	9	12	7		9	11	7		1	0	0	0		28

- ① 策定済み
- ② 策定中
- ③ 未着手
- ④ 想定なし(土砂災害・高潮災害の場合)

長野県

設問番号 回答項目	問1 (水害)				問2 (土砂災害)				問3 (高潮災害)					
	①	②	③		①	②	③		④	①	②	③		④
			選択	理由			選択	理由				選択	理由	
小諸市		○				○								○
佐久市		○				○								○
佐久穂町	○				○									○
小海町		○				○								○
川上村		○				○								○
南牧村		○				○								○
南相木村		○				○								○
北相木村		○				○								○
軽井沢町		○				○								○
御代田町			○	水害の発生が予想される箇所に居住地がない。		○								○
立科町		○				○								○
上田市		○				○								○
東御市	○				○									○
長和町		○				○								○
青木村		○				○								○
岡谷市	○				○									○
諏訪市	○				○									○
茅野市	○				○									○
下諏訪町		○				○								○
富士見町	○				○									○
原村			○	県指定の原村の浸水想定区域がないため。	○									○
伊那市	○				○									○
駒ヶ根市		○				○								○
辰野町	○					○								○
箕輪町		○				○								○
飯島町		○				○								○
南箕輪村		○				○								○
中川村		○				○								○
宮田村		○				○								○
飯田市	○				○									○
松川町		○				○								○
高森町		○				○								○
阿南町		○				○								○
阿智村		○				○								○
平谷村		○				○								○
根羽村	○				○									○
下條村		○				○								○
天龍村		○				○								○
天売木村		○				○								○
泰阜村	○				○									○
喬木村		○				○								○
豊丘村	○				○									○
大鹿村		○				○								○
大木町		○				○								○
上松町		○				○								○
南木曾町	○				○									○
南木曽村		○				○								○
王滝村			○	県指定の王滝村の浸水想定区域がないため。	○									○
大桑村	○				○									○
松本市		○				○								○
塩尻市		○				○								○
安曇野市		○				○								○
波田町		○				○								○
筑北村		○				○								○
麻績村		○			○									○
生坂村		○				○								○
山形村		○				○								○
朝日町		○				○								○
大池町	○				○									○
松川村		○				○								○
白馬村		○				○								○
小谷村		○				○								○
小長野市	○				○									○
須坂市	○				○									○
千曲市		○				○								○
坂城町		○				○								○
小布施町	○				○									○
高山村		○				○								○
信州新町	○				○									○
信濃町		○				○								○
飯綱町		○				○								○
小川村		○				○								○
中条村		○				○								○
飯山市		○				○								○
中山市		○				○								○
山内町		○				○								○
木島平村		○				○								○
野沢温泉村		○				○								○
栄村		○				○								○
合 計	18	59	3		19	61	0		0	0	0	0		80

- ① 策定済み
- ② 策定中
- ③ 未着手
- ④ 想定なし(土砂災害・高潮災害の場合)

岐阜県

設問番号	問1(水害)				問2(土砂災害)				問3(高潮災害)					
	①	②	③		①	②	③		④	①	②	③		④
			選択	理由			選択	理由				選択	理由	
岐阜市	○					○								○
羽島市		○							○					○
各務原市	○				○									○
山 県 市			○	現在抽象的な避難基準であり、平成22年度以降に具体的な基準の検討を行う予定。			○	現在市内に土砂災害警戒情報が発表されると、市内全域に防災無線にて周知するとともに、12の災害時要援護者施設に電話連絡を行い警戒を呼びかけます。土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定されるとともに具体的な避難基準を検討して参ります。						○
瑞穂市		○							○					○
本巣市	○				○									○
岐南町	○								○					○
笠松町		○							○					○
北方町		○							○					○
大垣市	○					○								○
海津市	○					○								○
養老町	○				○									○
垂井町	○				○									○
関ヶ原町			○	浸水想定区域に該当する河川が無く、土砂災害を優先しているため。		○								○
神戸町		○							○					○
輪之内町		○							○					○
安八町	○								○					○
揖斐川町			○	水害では、土砂災害及び中小河川での災害が予想されるため優先している。		○		町内の一部(土砂災害(特別)警戒区域)においてマニュアルを作成済み。						○
大野町		○				○								○
池田町		○				○								○
美濃加茂市		○	○	職員不足のため		○	○	職員不足のため						○
可児市	○				○									○
坂祝町			○	担当職員が少なく着手できない			○	担当職員が少なく着手できない						○
富加町		○				○								○
川辺町		○				○								○
七宗町		○				○								○
八百津町		○					○	基礎調査が終了し、区域指定が行われてから						○
白川町			○	計画に着手する時間的余裕がない状況であるが、平成22年中に着手予定			○	計画に着手する時間的余裕がない状況であるが、平成22年中に着手予定						○
東白川村			○	具体的な策定方法が分からない。地域防災計画見直し時に検討する。			○	具体的な策定方法が分からない。地域防災計画見直し時に検討する。						○
御嵩町		○				○								○
関 市			○	業務多忙、ノウハウの認識不足により現時点では未着手 平成22年度に地域防災計画の見直しを予定しており、具体的・客観的基準を平成22年度までに作成する予定			○	業務多忙、ノウハウの認識不足により現時点では未着手 平成22年度に地域防災計画の見直しを予定しており、具体的・客観的基準を平成22年度までに作成する予定						○
美濃市	○				○									○
郡上市	○				○									○
多治見市			○	浸水が予想される池田・前畑町地域と平和町地域においてはマニュアルにより水位計の数値を目安とする記載があるが、明確な基準はない。避難勧告・指示は降雨の状況及び今後の予測等を総合的に判断する必要があるため、数値での判断基準作成は非常に難しい。			○	土砂災害警戒区域・特別警戒区域指定後の策定を検討している。						○
瑞浪市		○				○								○
土岐市			○	あらゆる状況を総合的に判断する必要があるため。			○	あらゆる状況を総合的に判断する必要があるため。						○
中津川市	○				○									○
恵那市	○				○									○
高山市		○				○								○
飛騨市			○	具体的・客観的な基準の策定方法がわからない			○	具体的・客観的な基準の策定方法がわからない						○
下呂市			○	地域防災計画及び平成18年3月作成の飛騨川洪水ハザードマップに抽象的規程有り(マニュアル無し)。			○	地域防災計画に抽象的規程有り(マニュアル無し)。今年度未予定の土砂災害警戒区域指定に向け具体的な基準の策定を作成する予定						○
白川村			○	ノウハウの不足により着手できていないが、平成22年度に作成を予定			○	ノウハウの不足により着手できていないが、平成22年度に作成を予定						○
合 計	14	15	13		9	13	12		8	0	0	0		42

- ① 策定済み
- ② 策定中
- ③ 未着手
- ④ 想定なし(土砂災害・高潮災害の場合)

静岡県

設問番号	問1 (水害)				問2 (土砂災害)				問3 (高潮災害)					
	①	②	③		①	②	③		④	①	②	③		④
			選択	理由			選択	理由				選択	理由	
下田市			○	判断が困難なため。			○	判断が困難なため。				○	判断が困難なため。	
東伊豆町			○	水害危険区域の設定、河川の氾濫基準が不明確のため、避難基準作りが難しい			○	山地、崖地等の土質、状況が不明のため、一律に避難を指示できないので、基準作りが難しい。				○	高潮については、海岸の状況が違うので、地区自主防に状況判断を一任しており、町で統一した基準作りは難しい。	
河津町			○	具体的な判断基準の策定方法がわからない。			○	具体的な判断基準の策定方法がわからない。				○	具体的な判断基準の策定方法がわからない。	
南伊豆町			○	職員が不足しているため。			○	職員が不足しているため。				○	職員が不足しているため。	
松崎町			○	勧告を発令する際に基準とする条件等の情報が少なく、具体的な基準を定めることが出来なかった。			○	勧告を発令する際に基準とする条件等の情報が少なく、具体的な基準を定めることが出来なかった。				○	勧告を発令する際に基準とする条件等の情報が少なく、具体的な基準を定めることが出来なかった。	
西伊豆町			○	気象情報や現地の状況等を参考にしており、具体的な基準についてはまだ検討していない。			○	土砂災害警戒情報や気象情報、現地の状況等を参考にしており、具体的な基準についてはまだ検討していない。				○	気象情報、現地の状況等を参考としており、まだ具体的な基準は検討していない。	
沼津市			○	具体的な対応が災害により異なるため			○	具体的な対応が災害により異なるため						○
熱海市			○	水害が複合的要因で発生するため、具体的な基準で定められない。			○	気象庁からの情報により、災害対策本部での判断を下に、危険箇所等への広報及び避難指示等を実施する。			○			
三島市	○						○	基準作成の必要性は感じているが、技術的な面で対応ができません、具体的な作業に移るには至っていない。						○
富士宮市			○	合併を控えているため	○									○
伊東市		○				○					○			
富士市		○				○						○	災害の危険性が極めて低い	
御殿場市			○	水防本部の状況判断によるため			○	水防本部の状況判断によるため						○
裾野市	○				○									○
伊豆市			○	面積が広く、また、中山間地域でそれぞれに地形、地勢が異なるため、それぞれの地区ごとに具体的な策定が出来ていない。			○	面積が広く、また、中山間地域でそれぞれに地形、地勢が異なるため、それぞれの地区ごとに具体的な策定が出来ていない。				○	気象情報等の把握を行い、現地において判断しているため、具体的な発令基準は策定されていない。	
伊豆の国市			○	局地的豪雨により低地における浸水が局所的に起きた事例もあり、統一基準の決定が必要と考えている。			○	危険地域ごとでその地盤の特性等も異なるため、基準の統一が必要と考えている。						○
函南町		○				○								○
清水町	○					○								○
長泉町			○	地域防災計画にはないが、氾濫危険水位を超えかつ、危険が切迫した場合と考えるが、具体的な基準を定めるまでに至っていない。			○	地域防災計画において、「危険が切迫した場合に必要に応じて発令」としているが、地区により状況が違うため、具体的な基準を策定するに至っていない。						○
小山町		○				○								○
芝川町			○	過去の災害発生時の降雨状況等の記録等がなく、また、中山間な地形等により適切かつ具体的な基準を設定できない			○	過去の災害発生時の降雨状況等の記録等がなく、また、中山間な地形等により適切かつ具体的な基準を設定できない						○
静岡市		○				○						○	高潮浸水危険箇所に関する情報が無い	
島田市			○	水防体制の中で、巡視活動の状況を踏まえ、総合的に判断している。	○									○
焼津市		○				○					○			
藤枝市		○				○								
牧之原市			○	水位周知河川が指定される予定なので、その基準を判断基準としたい			○					○	被害区域、被害想定がわからない。	
吉田町	○					○	土砂災害警戒情報や気象情報等を参考に関係各課が協議し判断している。				○			
川根本町			○	共通認識はあるが、明文化した具体的な基準ではない。			○	土砂災害警戒区域の指定作業中であるため。						○

- ① 策定済み
- ② 策定中
- ③ 未着手
- ④ 想定なし(土砂災害・高潮災害の場合)

静岡県

設問番号	問1(水害)				問2(土砂災害)				問3(高潮災害)						
	①	②	③		①	②	③		④	①	②	③		④	
			選択	理由			選択	理由				選択	理由		
浜松市		○			○							○	舞阪地区及び三ヶ日地区で高潮災害が想定されており、高潮警報が発表されたときには、海面の監視や気象情報の収集等を実施し、危険な状況が想定されるときは職員を配備している。しかし、避難勧告等の発令を判断するには、潮位や満潮時刻を基準にすることになると思うが、潮位計は舞阪地区にしか設置されていない。高潮については地域住民の意識も高く、過去に大きな災害に見舞われていないことから、避難勧告等の発令基準の設定について検討してこなかったのが現状であるが、今後は高潮災害を想定した対応についても検討していく。		
磐田市			○	避難勧告等の情報を発令するに足りる水位情報が少ないため			○	土砂災害の想定区域が広範囲にわたり対象地域の選定が難しいため。				○	高潮被害が想定される箇所は漁港区域内であり、避難対象となる住民が居住していないため。		
掛川市		○				○						○			
袋井市			○	市管理河川に水位計が設置されていないため、実際の被害状況や雨量予測を総合的に判断するため具体的な基準が作成できない。	○										○
湖西市			○	避難勧告等が必要な地域の選定がされていない。		○									○
御前崎市			○	大雨洪水警報、土砂災害警戒情報が発令された場合には、防災課と建設課で協議のうえ決定する。			○	大雨洪水警報、土砂災害警戒情報が発令された場合には、防災課と建設課で協議のうえ決定する。				○			
菊川市			○	具体的・客観的な策定方法がわからないため。			○	具体的・客観的な策定方法がわからないため。							○
森町			○	基準となる数値が不明			○	基準となる数値が不明							○
新居町			○	策定方法についてわからないことが多いので、他市町の情報を集めていきたい		○						○	策定方法についてわからないことが多いので、他市町の情報を集めていきたい		
合計	4	9	24		5	10	22		0	0	4	15		18	

- ① 策定済み
- ② 策定中
- ③ 未着手
- ④ 想定なし(土砂災害・高潮災害の場合)

愛知県

設問番号	問1(水害)				問2(土砂災害)				問3(高潮災害)					
	①	②	③		①	②	③		④	①	②	③		④
			選択	理由			選択	理由				選択	理由	
名古屋市	○				○							○	地域防災計画には記載されていないが、運用として高潮警報の発表を避難勧告等の発令基準としている。 台風18号の経験を踏まえ、地域防災計画の変更を平成22年度に予定している。	
豊橋市	○				○					○				
岡崎市	○				○									
一宮市		○							○					
瀬戸市		○			○									
半田市	○				○						○		津波避難計画で対応しているため	
春日井市	○				○									
豊川市	○				○					○				
津島市			○	他市町村の動向を参考にしながら基準策定に向けて検討しているが、未だ具体的な作業段階に入っていない。						○				
碧南市	○					○					○			
刈谷市	○						○	土砂災害の危険性がある区域が一部であるため、現場を巡視して、状況に応じて警戒区域内の住民に避難勧告等を発令する。			○		本市において海岸線はごく一部であり、現場を巡視して、状況に応じて付近の住民に避難勧告等を発令する。	
豊田市	○				○									
安城市			○	予算措置により策定予定			○	土砂災害対策工事施行済みにより危険性が少ないため						
西尾市		○				○					○			
蒲郡市		○				○					○			
犬山市		○				○					○			
常滑市	○					○				○				
江南市			○	当市において避難勧告等を発令するような水害は発生しないと考えていたが、策定に向けて検討する。						○				
小牧市	○				○									
稲沢市	○								○					
新城市			○	河川部局との調整が遅滞しているため			○	市域が広範であるが雨量計が少なく、地域ごとの数値基準の設定に苦慮しているため 策定が遅れている						
東海市			○	水害に係る避難勧告等の発令基準策定の準備段階であるため			○	土砂災害に係る避難勧告等の発令基準策定の準備段階であるため			○		高潮災害に係る避難勧告等の発令基準策定の準備段階であるため	
大府市	○						○	各区域巡回により土砂災害の前兆が現れた場合に発令するため						
知多市		○					○	策定に向けて関係課と調整中			○		高潮に耐える堤防が整備されているほか、臨海部の埋立てにより、被害が大幅に軽減されているため	
知立市	○								○					
尾張旭市	○					○								
高浜市	○					○				○				
岩倉市	○					○			○					
豊明市	○					○								
日進市	○					○								
田原市			○	地域防災計画では避難基準を設けることになっていますが現在まだ策定されていません。策定の検討について、河川担当課と今年度中に着手することになっています。			○	地域防災計画では避難基準を設けることになっていますが現在まだ策定されていません。策定の検討について、河川、治山担当課と今年度中に着手することになっています。			○		地域防災計画では避難基準を設けることになっていますが現在まだ策定されていません。策定の検討について、河川担当課と今年度中に着手することになっています。	
愛西市	○								○					
清須市	○								○					
北名古屋市	○								○					
弥富市			○	市内のほとんどが海拔0m地区であり、特定の浸水地区を想定できない。					○		○		地域防災計画上、特定の地域の高潮被害について想定できない	
東郷町			○	防災計画未改定のため及び警戒水位を定めておらず、各関係機関と調整が取れていないため。			○	防災計画未改定のため及び各関係機関との調整が取れていないため。						
長久手町		○				○								
豊山町	○								○					
大口町	○								○					
扶桑町			○	当町に存在する河川で外水及び内水氾濫を想定した場合の具体的な客観的な基準の策定方法がわからない。					○					
七宝町	○								○					
美和町			○	資料を収集しているが、人員不足により、着手に至らないため					○					
基目寺町		○							○					
大治町			○	関係機関との連携体制が未整備のため					○					

- ① 策定済み
- ② 策定中
- ③ 未着手
- ④ 想定なし(土砂災害・高潮災害の場合)

愛知県

設問番号	問1(水害)				問2(土砂災害)				問3(高潮災害)					
	①	②	③		①	②	③		①	②	③		④	
			選択	理由			選択	理由			選択	理由		
蟹江町		○											○	
飛鳥村		○									○			○
阿久比町	○				○									○
東浦町	○				○									○
南知多町		○				○					○			
美浜町		○				○					○			
武豊町	○					○					○			
一色町		○				○					○			
吉良町	○				○						○			
幡豆町			○	地域防災計画には災害全般に対して具体的な発令基準を設定するように努めるものとありますが、具体的な発令基準の策定方法が分からないため、発令基準を設けるまでに至っていません。			○	地域防災計画には災害全般に対して具体的な発令基準を設定するように努めるものとありますが、現在においては具体的な発令基準の策定方法が分からないため、発令基準を設けるまでに至っていません。				○	地域防災計画には災害全般に対して具体的な発令基準を設定するように努めるものとありますが、現在においては具体的な発令基準の策定方法が分からないため、発令基準を設けるまでに至っていません。	
幸田町	○				○									○
三好町	○				○									○
設楽町			○	面積が広く河川も沢から一級河川まで多数流れており住居も点在しているため一律の発令基準を策定することが困難。			○	面積が広く住居が点在しているため避難勧告発令により返って危険な状況になることが想定されるため策定が難しい。						○
東栄町		○				○								○
豊根村		○				○								○
小坂井町	○									○	○			
合計	32	15	13		20	9	10			21	7	6	9	38

- ① 策定済み
- ② 策定中
- ③ 未着手
- ④ 想定なし(土砂災害・高潮災害の場合)

三重県

設問番号	問1 (水害)				問2 (土砂災害)				問3 (高潮災害)					
	①	②	③		①	②	③		④	①	②	③		④
			選択	理由			選択	理由				選択	理由	
津市	○				○						○			
四日市市	○				○						○			
伊勢市	○					○					○			
松阪市	○				○					○				
桑名市		○				○					○			
鈴鹿市		○				○					○			
名張市	○				○						○			○
尾鷲市		○				○					○			○
亀山市		○				○					○			○
鳥羽市	○				○						○			
熊野市		○				○					○			
いなべ市	○				○						○			○
志摩市		○				○					○			
伊賀市		○				○					○			○
木曾岬町		○							○		○			
東員町		○					○				○			○
菟野町	○				○						○			○
菟日町	○				○						○			○
川越町		○							○		○			
多気町		○				○					○			○
明和町		○				○					○			
大台町	○				○						○			○
大玉城町	○				○		○				○			○
度会町	○				○						○			○
大紀町	○				○					○				
南伊勢町	○				○						○			
紀北町		○				○					○			
御浜町		○				○					○			
紀宝町	○				○					○				
合計	16	13	0		14	13	0		2	3	15	0		11

- ① 策定済み
- ② 策定中
- ③ 未着手
- ④ 想定なし(土砂災害・高潮災害の場合)

滋賀県

設問番号 回答項目	問1(水害)				問2(土砂災害)				問3(高潮災害)					
	①	②	③		①	②	③		④	①	②	③		④
			選択	理由			選択	理由				選択	理由	
大津市	○				○									○
彦根市	○				○									○
長浜市	○				○									○
近江八幡市	○				○									○
草津市	○					○								○
守山市	○								○					○
栗東市	○				○									○
甲賀市	○				○									○
野洲市	○				○									○
湖南市	○				○									○
高島市		○				○								○
東近江市	○				○									○
米原市			○	危険箇所等の巡回を実施して対応している			○	危険箇所等の巡回を実施して対応している						○
安土町		○				○								○
日野町		○				○								○
竜王町	○				○									○
愛荘町	○					○								○
豊郷町			○	避難勧告等の実績がなく策定に至っていない					○					○
甲良町			○	避難勧告等の実績がなく策定に至っていない	○									○
多賀町		○			○									○
虎姫町		○				○								○
湖北町		○				○								○
高月町		○				○								○
木之本町			○	H22.1.1に市町編入合併のため、新市の基準に合わせる			○	H22.1.1に市町編入合併のため、新市の基準に合わせる						○
余呉町			○	H22.1.1に市町編入合併のため、新市の基準に合わせる			○	H22.1.1に市町編入合併のため、新市の基準に合わせる						○
西浅井町			○	H22.1.1に市町編入合併のため、新市の基準に合わせる			○	H22.1.1に市町編入合併のため、新市の基準に合わせる						○
合計	13	7	6		12	8	4		2	0	0	0		26

- ① 策定済み
- ② 策定中
- ③ 未着手
- ④ 想定なし(土砂災害・高潮災害の場合)

京都府

設問番号 回答項目	問1(水害)				問2(土砂災害)				問3(高潮災害)					
	①	②	③		①	②	③		④	①	②	③		④
			選択	理由			選択	理由				選択	理由	
京都市	○				○									○
福知山市	○				○									○
舞鶴市	○				○							○	高潮注意報・警報の基準があるため、具体的・客観的基準は設けていない。	
綾部市	○				○									○
宇治市	○				○									○
宮津市	○				○							○	避難が必要な高潮を想定していない	
亀岡市	○				○									○
城陽市	○				○									○
向日市	○				○									○
長岡京市	○				○									○
八幡市	○				○									○
京田辺市	○				○									○
京丹後市	○				○							○	市単独で避難勧告等の判断基準となる基礎調査の実施は困難なため。	
南丹市	○				○									○
木津川市	○				○									○
大山崎町	○				○									○
久御山町	○				○					○				○
井手町	○				○									○
宇治原町	○				○									○
笠置町	○				○									○
和束町			○	現在地域防災計画の見直しを作業を行っているため			○	現在地域防災計画の見直しを作業を行っているため						○
精華町			○	一般的な基準はあるが、具体的な数値を用いた基準を定めきれていないため。			○	一般的な基準はあるが、具体的な数値を用いた基準を定めきれていないため。						○
南山城町		○				○								○
京丹波町	○				○									○
伊根町	○				○									○
与謝野町	○				○					○				○
合計	23	1	2		22	1	2		1	1	0	3		22

- ① 策定済み
- ② 策定中
- ③ 未着手
- ④ 想定なし(土砂災害・高潮災害の場合)

大阪府

設問番号	問1 (水害)				問2 (土砂災害)				問3 (高潮災害)				
	①	②	③ 選択 理由	④	①	②	③ 選択 理由	④	①	②	③ 選択 理由	④	
大阪市	○							○				○	
堺市		○				○					○	水害、土砂災害を優先して着手しているため。また、近畿地方整備局を中心に行動計画の策定を進めている。	
岸和田市	○			○							○	高潮防御施設が整備されているから。	
豊中市	○			○								○	
池田市		○				○						○	
吹田市	○			○								○	
泉大津市			○					○			○	策定にあたり、ノウハウが不足しているため。	
高槻市			○				○					○	
貝塚市		○			○						○	水害・土砂災害等ほかに優先順位の高い業務があるから。	
守口市			○					○				○	
枚方市	○					○						○	
茨木市	○			○								○	
八尾市	○			○								○	
泉佐野市		○				○				○			
富田林市		○				○						○	
寝屋川市			○				○					○	
河内長野市		○				○						○	
松原市		○						○				○	
大東市			○				○					○	
和泉市		○				○						○	
箕面市		○				○						○	
柏原市	○			○								○	
羽曳野市	○			○								○	
門真市		○						○				○	
摂津市	○							○				○	
高石市		○						○			○	明確な被害想定が把握できていないため。	
藤井寺市			○					○				○	
東大阪市			○				○					○	
泉南市		○				○					○	水害・土砂災害等ほかに優先順位の高い業務があるから。	
四條畷市			○				○					○	
交野市			○				○					○	
大阪狭山市			○			○						○	
阪南市		○				○					○	水門・門扉等閉鎖により、被害が発生しないため。	
島本町		○				○						○	
豊能町			○				○					○	
能勢町		○				○						○	
忠岡町		○						○		○			
熊取町			○			○						○	
田尻町			○					○			○	高潮対策用水門等により被害発生の可能性が低い。	
岬町			○				○			○		高潮の被害想定が把握されていないため。	
太子町			○		○							○	
河南町		○				○						○	
千早赤阪村			○				○					○	
合計	10	17	16		9	15	9		10	0	2	9	32

- ① 策定済み
- ② 策定中
- ③ 未着手
- ④ 想定なし(土砂災害・高潮災害の場合)

兵庫県

設問番号	問1 (水害)				問2 (土砂災害)				問3 (高潮災害)					
	①	②	③		①	②	③		④	①	②	③		④
			選択	理由			選択	理由				選択	理由	
神戸市	○				○									○
尼崎市	○								○			○		○
西宮市	○				○					○				
芦屋市	○				○									○
伊丹市	○						○	土砂災害警戒区域に指定されていないため						○
宝塚市	○				○									○
川西市	○				○									○
三田市	○				○									○
猪名川町	○				○									○
明石市	○				○							○		○
加古川市		○				○					○			
高砂市	○				○					○				
稲美町			○	多くのため池が水路でつながっているために、ため池の貯水量等により、水害発生状況が異なるため					○					○
播磨町			○	具体的な基準策定にあたって専門知識が十分でない					○			○		○
西脇市	○				○									○
三木市		○				○								○
小野市	○				○									○
加西市	○				○									○
加東市	○				○									○
多可町	○				○									○
姫路市	○				○					○				○
神河町	○						○							○
市川町		○					○							○
福崎町		○					○							○
相生市	○				○					○				○
たつの市	○				○					○				○
赤穂市	○						○	地域防災計画の次期改訂時には策定する必要があると考える。				○		○
宍粟市		○					○							○
太子町	○				○									○
上郡町		○					○							○
佐用町	○				○									○
豊岡市	○				○					○				○
養父市	○				○									○
朝来市	○				○									○
香美町	○				○					○				○
新温泉町	○				○					○				○
篠山市	○				○									○
丹波市	○				○									○
洲本市	○						○				○			○
南あわじ市	○				○					○				○
淡路市	○				○					○				○
合計	33	6	2		28	8	2		3	10	2	4		25

- ① 策定済み
- ② 策定中
- ③ 未着手
- ④ 想定なし(土砂災害・高潮災害の場合)

奈良県

設問番号 回答項目	問1(水害)				問2(土砂災害)				問3(高潮災害)					
	①	②	③		①	②	③		④	①	②	③		④
			選択	理由			選択	理由				選択	理由	
奈良市		○				○								○
大和高田市		○							○					○
大和郡山市		○				○								○
天理市		○			○									○
橿原市	○					○								○
桜井市		○				○								○
五條市	○				○									○
御所市		○				○								○
生駒市		○				○								○
香芝市		○					○	平成21年度中に着手予定						○
葛城市		○				○								○
宇陀市	○				○									○
山添村			○	策定を検討しているが、必要な人員及び知識が不足している。			○	策定を検討しているが、必要な人員及び知識が不足している。						○
平群町		○				○								○
三郷町		○				○								○
斑鳩町		○			○									○
安堵町		○							○					○
川西町		○							○					○
三宅町		○							○					○
田原本町	○								○					○
菅南村		○				○								○
御杖村		○				○								○
高取町		○				○								○
明日香村	○					○								○
上牧町		○				○								○
王寺町	○					○								○
広陵町	○								○					○
河合町	○				○									○
吉野町		○				○								○
大淀町	○				○									○
下市町		○				○								○
黒滝村		○				○								○
天川村			○	具体的な基準(水位等)を定めるための適当な場所がないため。	○									○
野迫川村		○				○								○
十津川村			○	河川氾濫等水害の危険性が想定されないため。	○									○
下北山村			○	村内の河川に県の水位計がないため	○									○
上北山村			○	水位観測所がない為、避難判断水位を設定することができない。	○									○
川上村			○	ダムがあるため	○									○
東吉野村		○			○									○
合計	9	24	6		13	18	2		6	0	0	0		39

- ① 策定済み
- ② 策定中
- ③ 未着手
- ④ 想定なし(土砂災害・高潮災害の場合)

和歌山県

設問番号 回答項目	問1(水害)				問2(土砂災害)				問3(高潮災害)					
	①	②	③		①	②	④	③	①	②	③		④	
			選択	理由							選択	理由		選択
和歌山市	○				○					○				
海南市		○				○					○			
橋本市	○				○									○
有田市		○				○					○			
御坊市		○				○					○			
田辺市		○				○					○			
新宮市	○				○					○				
紀の川市		○				○								○
岩出市		○				○								○
紀美野町	○				○									○
かつらぎ町	○					○								○
九度山町		○				○								○
高野町		○			○									○
湯浅町		○				○					○			○
広川町		○				○								○
有田川町	○					○								○
美浜町	○					○					○			
日高町	○				○						○			
由良町	○					○					○			
印南町		○				○					○			
みなべ町	○				○						○			
日高川町	○				○						○			○
白浜町	○					○					○			
上富田町		○				○								○
すさみ町		○				○					○			
那智勝浦町	○				○									○
太地町		○				○					○			
古座川町		○				○								○
北山村	○				○									○
串本町		○				○					○			
合計	14	16	0		11	19	0		0	2	14	0		14

- ① 策定済み
- ② 策定中
- ③ 未着手
- ④ 想定なし(土砂災害・高潮災害の場合)

鳥取県

設問番号 回答項目	問1(水害)				問2(土砂災害)				問3(高潮災害)					
	①	②	③		①	②	③		④	①	②	③		④
			選択	理由			選択	理由				選択	理由	
鳥取市	○				○							○	高潮災害がないため、具体的な基準を策定するのが困難である。	
米子市	○				○							○	高潮災害がないため、具体的な基準を策定するのが困難である。	
倉吉市	○						○	他業務との兼ね合いもあり着手できていないが、次年度の出水期前までを目途に新しい土砂災害警戒情報に対応できるよう修正する予定。						○
境港市	○								○	○				
岩美町	○				○					○				
八頭町			○	他業務との兼ね合いもあり着手できていないが、出水期前までを目途に策定の予定。			○	他業務との兼ね合いもあり着手できていないが、出水期前までを目途に策定の予定。						○
若桜町		○			○									○
智頭町		○				○								○
湯梨浜町	○				○					○				
三朝町		○				○								○
北栄町	○				○									○
琴浦町		○				○					○			
日吉津村		○							○					○
南部町	○				○									○
伯耆町			○	土砂災害の基準設定の時期に合わせて設定する予定。			○	土砂災害特別警戒区域の調査結果をうけ、それを踏まえて策定に着手する予定。						○
大山町		○				○					○			
日南町		○				○								○
日野町		○				○								○
江府町		○				○								○
合計	8	9	2		7	7	3		2	3	2	2		12

- ① 策定済み
- ② 策定中
- ③ 未着手
- ④ 想定なし(土砂災害・高潮災害の場合)

島根県

設問番号 回答項目	問1(水害)				問2(土砂災害)				問3(高潮災害)					
	①	②	③		①	②	③		④	①	②	③		④
			選択	理由			選択	理由				選択	理由	
松江市	○				○					○				
浜田市	○				○					○				
出雲市			○	種々の情報を総合的に判断して決定するため。			○	種々の情報を総合的に判断して決定するため。				○	高潮災害時は水害に準じた対応をとることとしているため。	
益田市	○				○							○	観測所や被害実績がなく、具体的な数値基準の設定が困難であるため	
大田市	○				○									○
安来市	○				○					○				
江津市		○				○					○			
雲南市	○				○									○
東出雲町			○	数値的基準設定が困難であるため、抽象的な基準を定めている。			○	数値的基準設定が困難であるため、抽象的な基準を定めている。				○	数値的基準設定が困難であるため、抽象的な基準を定めている。	
奥出雲町		○				○								○
飯南町			○	人家に影響を及ぼす大災害がなく、策定していないが、今後具体的基準の策定に着手したい。			○	人家に影響を及ぼす大災害がなく、策定していないが、今後具体的基準の策定に着手したい。						○
斐川町		○				○								○
川本町	○				○									○
美郷町			○	国土交通省管理河川の「避難判断水位」などを参考にしているため、特に基準を設定していない。			○	広い面積に点在する住家に対し、一律の発令基準を設け、運用することは困難であるため、土砂災害情報、土砂災害警報システム(スネーク曲線)等の情報、また、各地域の消防団等の情報を勘案し判断しており、個別に勧告等を行っている。なお、来年度中には検討に入る予定。						○
島南町	○				○									○
津和野町		○				○								○
吉賀町	○				○									○
海士町		○				○					○			
西ノ島町			○	数値等による基準を設けることが困難なため、抽象的な基準を定めている。			○	数値等による基準を設けることが困難なため、抽象的な基準を定めている。				○	数値等による基準を設けることが困難なため、抽象的な基準を定めている。	
知夫村			○	避難勧告をだしたことはないが、22～23年度中には策定したい。	○									○
隠岐の島町	○				○									○
合計	10	5	6		11	5	5		0	2	3	4		12

- ① 策定済み
- ② 策定中
- ③ 未着手
- ④ 想定なし(土砂災害・高潮災害の場合)

岡山県

設問番号 回答項目	問1(水害)				問2(土砂災害)				問3(高潮災害)					
	①	②	③		①	②	③		④	①	②	③		④
			選択	理由			選択	理由				選択	理由	
岡山市	○				○					○				
倉敷市			○	「危険が切迫していると認めているとき」など抽象的な表現にとどめ、ケースごと総合的に判断しているため			○	「危険が切迫していると認めているとき」など抽象的な表現にとどめ、ケースごと総合的に判断しているため		○				
津山市		○				○				○				○
玉野市	○				○					○				○
笠岡市	○				○					○				○
井原市	○				○									○
総社市	○				○									○
高梁市	○				○									○
新見市		○				○								○
備前市		○				○					○			○
瀬戸内市		○				○					○			○
赤磐市	○				○									○
真庭市		○				○								○
美作市		○				○								○
浅口市			○	具体的基準を詳細にするほど、運用上の弾力性を持ってなくなり、勧告等が誤報となり、それが重なった場合、市民からの信頼性が薄れる危険性があるため								○	具体的基準を詳細にするほど、運用上の弾力性を持ってなくなり、勧告等が誤報となり、それが重なった場合、市民からの信頼性が薄れる危険性があるため	
和気町		○			○									○
早島町	○				○									○
里庄町	○				○									○
矢掛町	○				○									○
新庄村	○				○									○
鏡野町	○				○									○
勝央町			○	防災計画の見直しとともに避難勧告発令基準や、災害時要援護者対策を具体化する予定だが、まだ素案が出来ていないため			○	防災計画の見直しとともに避難勧告発令基準や、災害時要援護者対策を具体化する予定だが、まだ素案が出来ていないため						○
奈義町		○				○								○
西粟倉村		○				○								○
久米南町		○				○								○
美咲町	○				○									○
吉備中央町	○				○									○
合 計	14	10	3		17	8	2		0	4	2	1		20

- ① 策定済み
- ② 策定中
- ③ 未着手
- ④ 想定なし(土砂災害・高潮災害の場合)

広島県

設問番号 回答項目	問1(水害)				問2(土砂災害)				問3(高潮災害)				
	①	②	③		①	②	④	③		①	②	④	
			選択	理由				選択	理由				選択
広島市	○				○					○			
呉市	○				○					○			
竹原市		○				○					○		
三原市	○				○					○			
尾道市		○				○					○		
福山市	○					○					○		
府中市		○				○							○
三次市	○				○								○
庄原市		○				○							○
大竹市	○				○					○			
東広島市	○				○					○			
廿日市市		○				○					○		
安芸高田市	○				○								○
江田島市		○				○				○			
府中町	○				○								○
海田町	○					○					○		
熊野町	○				○								○
坂町	○				○					○			
安芸太田町	○				○								○
北広島町	○				○								○
大崎上島町		○				○					○		
世羅町		○				○							○
樟石高原町		○				○							○
合計	14	9	0		12	11	0		0	7	6	0	10

- ① 策定済み
- ② 策定中
- ③ 未着手
- ④ 想定なし(土砂災害・高潮災害の場合)

山口県

設 問 番 号 回 答 項 目	問1 (水害)				問2 (土砂災害)				問3 (高潮災害)					
	①	②	③		①	②	③		④	①	②	③		④
			選択	理由			選択	理由				選択	理由	
下 関 市	○				○					○				
宇 部 市	○				○					○				
山 口 市	○				○					○				
萩 市	○				○					○				
防 府 市		○				○					○			
下 松 市	○					○					○			
岩 国 市	○				○					○	○			
光 市		○				○				○	○			
長 門 市	○				○					○				
柳 井 市	○				○					○				
美 祢 市	○				○					○				○
周 南 市	○				○					○				
山陽小野田市		○				○					○			
周 防 大 島 町		○				○					○			
和 木 町		○				○					○			○
上 関 町		○				○					○			
田 布 施 町	○					○					○			
平 生 町		○				○					○			
阿 武 町	○					○				○				
阿 東 町	○					○								○
合 計	13	7	0		13	7	0		0	9	8	0		3

- ① 策定済み
- ② 策定中
- ③ 未着手
- ④ 想定なし(土砂災害・高潮災害の場合)

徳島県

設問番号 回答項目	問1(水害)				問2(土砂災害)				問3(高潮災害)					
	①	②	③		①	②	③		④	①	②	③		④
			選択	理由			選択	理由				選択	理由	
徳島市		○			○						○			
鳴門市	○				○					○				
小松島市	○				○					○				
阿南市	○				○					○				
吉野川市	○				○									○
阿波市	○				○									○
美馬市	○				○									○
三好市	○				○									○
勝浦町	○				○									○
上勝町	○				○									○
佐那河内村	○				○									○
石井町	○				○									○
神山町	○				○									○
那賀町	○				○									○
牟岐町	○				○						○			○
美波町	○	○			○						○			○
海陽町	○				○					○				○
松茂町	○								○		○			○
北島町	○	○							○		○			○
藍住町	○								○					○
坂野町	○					○								○
上板町	○	○				○								○
つるぎ町	○				○									○
東みよし町	○				○									○
合計	20	4	0		19	2	0		3	4	5	0		15

- ① 策定済み
- ② 策定中
- ③ 未着手
- ④ 想定なし(土砂災害・高潮災害の場合)

香川県

設問番号 回答項目	問1(水害)				問2(土砂災害)				問3(高潮災害)					
	①	②	③		①	②	③		④	①	②	③		④
			選択	理由			選択	理由				選択	理由	
高松市	○				○					○				
丸亀市	○				○					○				
坂出市	○				○					○				
善通寺市		○				○								○
観音寺市	○				○					○				
さぬき市		○				○					○			
東かがわ市	○				○					○				
三豊市	○				○					○				
土庄町		○				○					○			
小豆島町		○				○					○			
三木町	○				○									○
直島町	○				○					○				
宇多津町	○				○					○				
綾川町	○					○								○
琴平町	○						○							○
多度津町		○				○					○			
まんのう町	○				○									○
合計	12	5	0		10	6	1		0	8	4	0		5

町内における土砂災害危険箇所に対しては、雨量データやこれまでの経験を元に警戒を要する場合、随時監視に行ける状況にある。

- ① 策定済み
- ② 策定中
- ③ 未着手
- ④ 想定なし(土砂災害・高潮災害の場合)

愛媛県

設問番号 回答項目	問1(水害)				問2(土砂災害)				問3(高潮災害)					
	①	②	③		①	②	③		④	①	②	③		④
			選択	理由			選択	理由				選択	理由	
松山市	○				○					○				
今治市	○				○					○				
宇和島市		○			○					○				
八幡浜市	○				○					○				
新居浜市	○				○					○				
西条市	○				○					○				
大洲市	○					○				○				
伊予市	○				○					○				
四国中央市			○	着手するにあたり、担当部局が手不足である。	○							○	着手するにあたり、担当部局が手不足である。	
西予市	○				○					○				
東温市	○				○									○
上島町	○				○					○				
久万高原町	○				○									○
松前町	○								○	○				
砥部町	○				○									○
内子町	○				○									○
伊方町	○				○						○			
松野町	○				○									○
鬼北町	○				○									○
愛南町	○				○					○				
合計	18	1	1		18	1	0		1	9	4	1		6

- ① 策定済み
- ② 策定中
- ③ 未着手
- ④ 想定なし(土砂災害・高潮災害の場合)

高知県

設問番号 回答項目	問1(水害)				問2(土砂災害)				問3(高潮災害)				
	①	②	③		①	②	④	③		①	②	④	
			選択	理由				選択	理由				選択
高知市	○				○					○			
室戸市		○			○					○			
安芸市		○				○							
南国市	○					○					○		
土佐市	○					○					○		
須崎市	○					○					○		
宿毛市		○				○					○		
土佐清水市		○				○					○		
四万十市		○				○					○		
香南市		○				○					○		
香美市		○				○							○
東洋町	○					○					○		
半利町		○				○					○		
田野町		○				○					○		
安田町		○				○					○		
北川村	○					○							○
馬路村	○				○								○
芸西村		○				○					○		
本山町	○					○							○
大豊町	○					○							○
土佐町		○				○							○
大川村	○					○							○
いの町	○					○							○
仁淀川町		○				○							○
中土佐町		○				○					○		
佐川町		○				○							○
越知町	○					○							○
橋原町	○					○							○
日高村		○				○							○
津野町	○					○							○
四万十町	○					○					○		
大月町	○					○					○		
三原村		○				○							○
黒潮町		○				○					○		
合計	16	18	0		9	25	0		0	3	16	0	15

- ① 策定済み
- ② 策定中
- ③ 未着手
- ④ 想定なし(土砂災害・高潮災害の場合)

福岡県

設問番号	問1 (水害)				問2 (土砂災害)				問3 (高潮災害)					
	①	②	③		①	②	③		④	①	②	③		④
			選択	理由			選択	理由				選択	理由	
北九州市	○				○					○				
福岡市		○				○					○			
大牟田市		○				○					○			
久留米市		○				○					○			
直方市	○				○									○
飯塚市	○				○									○
田川市	○					○								○
柳川市		○							○		○			
八女市		○				○								○
筑後市		○							○					○
大川市		○							○		○			
行橋市		○				○					○			
豊前市		○				○					○			
中間市	○				○									○
小郡市		○					○	平成22年度以降、土砂災害防止対策基本指針に基づく基礎調査の結果をふまえ策定予定。						○
筑紫野市	○					○								○
春日市		○				○								○
大野城市		○				○								○
宗像市		○				○					○			
太宰府市		○				○								○
前原市	○				○						○			
古賀市		○				○					○			
福津市	○				○					○				
うきは市		○				○								○
宮若市		○				○								○
嘉麻市	○					○								○
朝倉市	○					○								○
みやま市		○				○					○			
那珂川町		○				○								○
宇美町	○				○									○
篠栗町		○				○								○
志免町	○				○									○
須恵町		○				○								○
新宮町		○				○					○			
久山町	○				○									○
粕屋町		○				○								○
芦屋町		○				○					○			
水巻町	○				○									○
岡垣町	○				○						○			
遠賀町	○				○									○
小竹町		○				○								○
鞍手町		○				○								○
桂川町		○				○								○
筑前町		○				○								○
東峰村	○				○									○
二丈町	○				○					○				
志摩町	○				○					○				
大刀洗町	○				○					○				○
大木町		○								○				○
黒木町	○				○									○
立花町		○				○								○
広川町	○				○									○
矢部村		○				○								○
星野村		○				○								○
香春町		○				○								○
添田町		○				○								○
糸田町		○				○								○
川崎町		○				○								○
大任町		○				○								○
赤村		○				○								○
福智町		○				○								○
珂田町		○			○						○			
みやこ町		○				○								○
吉富町		○				○					○			
上毛町	○				○									○
築上町		○				○								○
合計	22	44	0		21	39	1		5	4	16	0		46

- ① 策定済み
- ② 策定中
- ③ 未着手
- ④ 想定なし(土砂災害・高潮災害の場合)

佐賀県

設問番号 回答項目	問1 (水害)				問2 (土砂災害)				問3 (高潮災害)					
	①	②	③		①	②	③		④	①	②	③		④
			選択	理由			選択	理由				選択	理由	
佐賀市		○				○					○			
唐津市	○					○					○			
鳥栖市		○				○								○
多久市		○				○								○
伊万里市		○				○					○			
武雄市		○				○								○
鹿島市		○				○					○			
小城市		○				○					○			
埴野市		○				○								○
神埼市	○				○						○			
吉野ヶ里町	○					○								○
基山町		○				○								○
上峰町	○				○									○
みやき町		○				○								○
玄海町		○				○					○			
有田町		○				○								○
大町		○				○								○
江北町		○				○								○
白石町	○				○					○				
太良町		○				○					○			
合計	5	15	0		3	17	0		0	1	8	0		11

- ① 策定済み
- ② 策定中
- ③ 未着手
- ④ 想定なし(土砂災害・高潮災害の場合)

長崎県

設問番号 回答項目	問1(水害)				問2(土砂災害)				問3(高潮災害)					
	①	②	③		①	②	③		④	①	②	③		④
			選択	理由			選択	理由				選択	理由	
長崎市		○				○					○			
佐世保市	○				○					○				
島原市		○				○					○			
諫早市	○					○					○			
大村市		○				○					○			
平戸市		○				○					○			
松浦市	○				○					○				
対馬市		○				○					○			
壱岐市		○				○					○			
壱岐市		○				○					○			
五島市		○				○					○			
西海市		○				○					○			
雲仙市		○				○					○			
南島原市		○				○					○			
長与町		○				○					○			
時津町		○				○					○			
東彼杵町		○				○					○			
川棚町	○					○					○			
波佐見町		○				○					○			○
小値賀町		○				○					○			
江迎町		○				○					○			○
鹿町町		○				○					○			
佐々町	○					○				○				
新上五島町		○				○					○			
合計	5	18	0		2	21	0		0	3	18	0		2

- ① 策定済み
- ② 策定中
- ③ 未着手
- ④ 想定なし(土砂災害・高潮災害の場合)

熊本県

設問番号	問1(水害)				問2(土砂災害)				問3(高潮災害)					
	①	②	③	理由	①	②	③	理由	④	①	②	③	理由	④
熊本市	○				○					○				
八代市	○				○	○					○			
人吉市	○				○	○					○			○
荒尾市	○	○			○	○					○			
水俣市	○				○	○					○			
玉名市	○	○			○	○					○			
天草市	○				○					○				
山鹿市	○						○	判断の基準となるデータが不足しているため						○
菊池市		○				○					○			○
宇土市		○				○					○			
上天草市	○				○					○				
宇城市	○				○					○				
阿蘇市	○				○									○
合志市	○				○									○
城南町			○	現在は、状況に応じて避難勧告等を行うとしている。具体的な基準の策定を考えていたが、熊本市との合併もあるため策定は行わなかった。			○	平成21年度に策定予定であったが、水防防災会議には間に合わなかった。その後、熊本市との合併となるため合併後はそちらの例に倣う。						○
美里町		○				○								○
玉東町	○				○									○
和水町		○				○								○
南関町			○	町が河川の上流部にあり、水位の変動が激しいため、単純な設定は困難であるとする。			○	土砂災害警戒情報に基づき自主避難を呼びかけているため。夜間に及ぶと予想するときは、避難者の安全のため、明るいうちに呼びかけている。						○
長洲町	○				○					○				
植木町	○				○									○
大津町	○				○									○
菊陽町			○	水位を観測する施設が本町にないため策定に苦慮している。	○									○
南小国町			○	警戒水位未設定の河川についての基準がない	○									○
小国町		○				○								○
産山村	○				○									○
高森町			○	地形的に雨の降り方が異なり、また、小規模な集落が点在するので、範囲指定の区切りが困難である。			○	地形的に雨の降り方が異なり、また、小規模な集落が点在するので、範囲指定の区切りが困難である。						○
南阿蘇村	○				○									○
西原村		○				○								○
御船町	○					○								○
嘉島町		○				○								○
益城町	○				○									○
甲佐町	○				○									○
山都町		○				○								○
氷川町		○			○									○
芦北町	○				○					○				○
津奈木町		○				○					○			○
錦町		○				○					○			○
あさぎり町	○				○									○
多良木町	○				○									○
湯前町	○					○								○
水上村	○				○									○
相良村	○				○									○
五木村		○				○								○
山江村		○				○								○
球磨村	○				○									○
苓北町		○			○						○			○
合計	26	16	5		26	17	4		0	6	8	0		33

- ① 策定済み
- ② 策定中
- ③ 未着手
- ④ 想定なし(土砂災害・高潮災害の場合)

大分県

設問番号 回答項目	問1(水害)				問2(土砂災害)				問3(高潮災害)					
	①	②	③		①	②	③		④	①	②	③		④
			選択	理由			選択	理由				選択	理由	
大分市		○				○								○
別府市			○	発令基準を具体的に定めた場合の情報の収集及び伝達体制の確立が不十分なため。今後取り組んでいきたい。			○	発令基準を具体的に定めた場合の情報の収集及び伝達体制の確立が不十分なため。今後取り組んでいきたい。				○	発令基準を具体的に定めた場合の情報の収集及び伝達体制の確立が不十分なため。今後取り組んでいきたい。	
中津市	○				○					○				
日田市	○				○									○
佐伯市	○						○	場所により地質条件が異なることから、納得する基準が見いだせない。また、移動する降雨等(雨量)基準として勧告等をする場合に、対象地域(複数行政区区域等にまたがる場合)対象世帯数及び対象人員等の予測は不可能であると判断するため。						○
臼杵市	○				○					○				
津久見市	○				○					○				
竹田市	○					○								○
豊後高田市	○				○						○			
杵築市	○				○							○	人的及び財政的に技術的・専門的な調査ができず、明確な避難基準を設定できないため。	
宇佐市	○				○						○			
豊後大野市		○				○								○
由布市	○				○									○
国東市	○				○						○			
姫島村			○	島内に氾濫が想定される河川が無いため。					○			○	どの程度まで気圧が下がったら島内平野部が高潮の被害を受けるのか把握できておらず、明確な基準を設定できないため。	
日出町	○				○					○				
九重町	○				○									○
玖珠町			○	河川数が多く、一律に基準を設けるのが難しい。			○	危険箇所が多く、一律に基準を定めるのが難しい。						○
合計	13	2	3		11	3	3		1	4	3	3		8

- ① 策定済み
- ② 策定中
- ③ 未着手
- ④ 想定なし(土砂災害・高潮災害の場合)

宮崎県

設問番号	問1 (水害)				問2 (土砂災害)				問3 (高潮災害)					
	①	②	③		①	②	③		④	①	②	③		④
			選択	理由			選択	理由				選択	理由	
宮崎市	○				○					○				
都城市	○				○									○
延岡市	○				○						○			
日南市	○					○								
小林市	○					○								○
日向市	○				○					○				
串間市		○			○					○				
西都市	○				○									○
えびの市	○				○									○
清武町		○				○								○
三股町		○				○								○
高原町	○					○								○
野尻町	○				○									○
国富町	○					○								○
綾町	○				○									○
高鍋町		○				○					○			
新富町	○				○					○				
西米良村	○				○									○
木城町	○					○								○
川南町		○				○					○			
都農町	○				○					○				
門川町		○				○					○			
諸塚村		○				○								○
椎葉村	○				○									○
美郷町	○				○									○
高千穂町		○				○								○
日之影町	○				○									○
五ヶ瀬町		○				○								○
合計	19	9	0		15	13	0		0	6	4	0		18

- ① 策定済み
- ② 策定中
- ③ 未着手
- ④ 想定なし(土砂災害・高潮災害の場合)

鹿児島県

設 問 番 号	問1 (水害)				問2 (土砂災害)				問3 (高潮災害)					
	①	②	③		①	②	③		④	①	②	③		④
			選択	理由			選択	理由				選択	理由	
鹿 児 島 市	○				○						○			
鹿 屋 市	○				○						○			
枕 崎 市	○				○						○			
阿 久 根 市	○				○						○			
出 水 市	○				○						○			
伊 佐 市	○				○	○					○			○
指 宿 市	○				○						○			
西 之 表 市		○				○					○			
垂 水 市		○			○						○			
薩 摩 川 内 市	○				○						○			
日 置 市		○				○					○			
曾 於 市	○				○						○			○
霧 島 市	○				○						○			
いちき串木野市	○				○						○			
南 さ つ ま 市	○				○						○			
志 布 志 市	○				○						○			
奄 美 市		○				○					○			
南 九 州 市	○				○						○			
三 島 村	○				○						○			
十 島 村	○				○						○			
さ つ ま 町	○				○						○			○
長 島 町	○				○						○			
加 治 木 町	○				○						○			
始 良 町	○				○						○			
浦 生 町		○			○						○			○
湧 水 町	○				○						○			○
大 崎 町	○				○						○			
東 串 良 町	○					○					○			
錦 江 町	○				○						○			
南 大 隅 町	○				○						○			
肝 付 町	○				○						○			
中 種 子 町	○				○						○			
南 種 子 町	○					○					○			
南 屋 久 島 町		○				○					○			
大 宇 検 村		○				○					○			
宇 瀬 戸 内 町	○				○						○			
龍 郷 町	○				○						○			
龍 喜 界 町		○				○					○			
徳 之 島 町	○				○						○			
天 城 町	○				○						○			
伊 仙 町	○				○						○			
和 泊 町	○				○						○			
知 名 町	○				○						○			
与 論 町	○				○						○			
合 計	37	8	0		34	11	0		0	25	15	0		5

- ① 策定済み
- ② 策定中
- ③ 未着手
- ④ 想定なし(土砂災害・高潮災害の場合)

沖縄県

設問番号	問1(水害)				問2(土砂災害)				問3(高潮災害)					
	①	②	③		①	②	③		④	①	②	③		④
			選択	理由			選択	理由				選択	理由	
那覇市	○					○					○			
宮野湾市	○				○	○				○				
石垣市		○				○					○			
浦添市	○				○					○				
名護市	○				○					○				
糸満市	○				○							○		発令基準がわからない。 (数値設定)
沖縄市	○				○					○				
豊見城市			○	地域防災計画には、抽象的規定はあるが、具体的なマニュアルを策定していない。又、担当職員が少ないため着手できないのが現状である。			○	地域防災計画に規定もなく、マニュアルも策定していない。又、担当職員が少ないため着手できないのが現状である。				○	地域防災計画には、抽象的規定はあるが、具体的なマニュアルを策定していない。又、担当職員が少ないため着手できないのが現状である。	
うるま市	○				○					○				
宮古島市	○				○					○				
南城市	○				○					○				
国頭村		○				○					○			
大宜味村		○				○					○			
東村		○				○					○			
今帰仁村	○								○	○				
本部町	○				○					○				
恩納村	○				○					○				
宮野座村	○				○					○				
金武町	○						○	客観的基準を示す専門的知識がない。				○	客観的基準を示す専門的知識がない。	
伊江村			○	担当職員が少なく、着手できない。			○	担当職員が少なく、着手できない。				○	担当職員が少なく、着手できない。	
読谷村		○				○					○			
嘉手納町	○				○					○				
北谷町			○	職員数が少なく、対応できていない状況である。			○	職員数が少なく、対応できていない状況である。				○	職員数が少なく、対応できていない状況である。	
北中城村	○				○					○				
中城村		○			○					○				
西原町		○				○					○			
与那原町			○	今年度中の着手を予定しているが、防災アセスメントは実施しないため、客観的な被害想定に基づく基準の策定は困難と思われる。			○	今年度中の着手を予定しているが、防災アセスメントは実施しないため、客観的な被害想定に基づく基準の策定は困難と思われる。				○	今年度中の着手を予定しているが、防災アセスメントは実施しないため、客観的な被害想定に基づく基準の策定は困難と思われる。	
南風原町	○				○									○
渡嘉敷村			○	危険性が想定されない。	○									○
座間味村	○				○					○				
粟国村	○					○					○			
渡名喜村	○								○		○			
南大東村			○	山、河川はなく想定がむずかしい。					○					○
北大東村	○								○	○				
伊平屋村	○				○					○				
伊是名村	○				○					○				
久米島町	○				○					○				
八重瀬町	○				○					○				
多良間村			○	山、河川はなく想定がむずかしい。					○					○
竹富町			○	具体的な基準策定方法がわからない。			○	具体的な基準策定方法がわからない。				○	具体的な基準策定方法がわからない。	
与那国町	○				○					○				
合計	26	7	8		22	8	6		5	21	9	7		4